

## EU東方拡大政策下の中東欧諸国の移民・ビザ制度(1)

中村 賢二郎

### On the migrant and Visa Systems of CEE countries within the context of EU policy for eastward enlargement

Kenjiro Nakamura

#### Abstract

Nearly ten years after the fall of the Berlin wall have fundamentally changed the pattern of migration in Central and Eastern Europe and in Europe as a whole. The most significant migration trend affecting the CEE region in 1998 and 1999 has been the massive displacement from Kosovo as a result of ethnic conflict. Nearly a quarter of those displaced claimed asylum in Western and Central Europe or turned to professional smugglers for assistance in order to enter Western Europe illegally.

As a result, illegal migration from the CEE to Western Europe rose significantly within the coming years as EU enlargement approaches. The CEE have within a decade become target countries and transit region for an increasing number of asylum seekers from developing countries, as Bangladesh, Pakistan, India and China. Given that a number of Central European countries are expected to join the EU within the next few years, this trend will grow in international political issues. The text of this report is "Migration in Central and Eastern Europe ; 1999 Review" by IOM and ICMPD. The first part of this report reviews migration trends in 15 CEE countries.

#### はしがき

英国の港町ドーバーで、2000年6月18日の深夜、フェリーで上陸した野菜運搬用の大型冷凍トラックの荷台内から中国人密航者とみられる58名の窒息死死体を発見、一方オランダ警察当局は6月20日にロッテルダム市内で密航を手引きしたとみられる容疑者を逮捕。当初から密航目的でトラックを仕立てた可能性が高く、今回の事件の背後には移民ビジネスの大規模な国際犯罪組織が暗躍しているのではないかとみた。丁度その時、EUの東方への一そうの拡大と統合深化(先行統合)を主要テーマにポルトガルの避暑地フェイラで6月19・20日の2日間の日程で開催中のEU首脳会議は、この突発事件を契機に19日付で「人身売買で利益を上げる犯罪行為を非難し、こうした越境犯罪の撲滅に協力する」との

緊急声明を公表した。

1992年のマーストリヒト条約，1997年のアムステルダム条約をへて加盟国15ヶ国へと拡大したEU（なおEUと欧州協定を締結している準加盟国は次の中東欧の10ヶ国。エストニア，ラトビア，リトワニア，ポーランド，チェコ共和国，スロバキア共和国，ハンガリー，スロベニア，ルーマニア，ブルガリア）は，経済・通貨から政治・外交・社会政策へと統合の度合いを深め，英国とアイルランドを除く13ヶ国は，すでに圈内人のパスポートの国境審査を撤廃しているので，ひとたびEU圏内に不法入国すれば圏外人でも比較的容易に欧州内部まで潜入できるのが現状である。

EUの首脳たちが危機感を抱いたのは，欧州全体に広がる移民・難民問題が外国人排斥論や最近のオーストリアの連合政権のように極右勢力の台頭（2000年2月）を招きかねないこと，さらに移民ビジネスに犯罪組織の関与が今回の事件で極めて濃厚になったためであるといわれている。今回のEU首脳会議の議長統括のなかでも，先行統合をめざしたEU機構改革と拡大がEUの優先課題であることを再確認すると共に，世界各地の紛争地域の危機管理や平和維持にあたる5,000人規模の警察部隊を2003年までに創設することで合意。同部隊は危機管理委員会の下に設置され，国境管理にもあたることになった。2000年末に南仏ニースで開催の次回EU首脳会議の議長国となるフランスのジョスパン首相も移民の出身国政府との協力 域内の法制度の統一 犯罪からの移民の保護に取り組む姿勢を明らかにした。（一方こうしたEUの動きと連動してか，2000年6月19日モスクワで開催の独立国家共同体首脳会議でも，ロシアは同加盟国に個別交渉で入国ビザ取得を義務づける新制度の導入を決定し，同域内国家の市民は域内各国の出入国にビザを必要としないとした1992年発効のビシェク協定からの一方的脱退を宣言した）

周知のようにEUは現在共産圏崩壊ごの中東欧諸国の加盟要請に対応する拡大か，それとも統合の度合いを一そう強めるための深化を先行させるのか（先行統合論），の2つの大きな課題の選択を迫られているかにみえるが，それよりもこうした論争課題の大前提をくつがえしかねないグローバルな人の動きであるアジア・中近東・中東欧圏からの異状なまでの大量の不法移民・難民・外国人労働者の侵入をいかにして抑止し，新しいEUシステムのなかでどのように調整し，かつどこまでこうした人的資源を将来にかけても合理的にEU域内で活用できるのかどうかの遠大なEU的構想の再構築が迫られているのではないだろうか。ドーバーで突発した中国人密航者58人死亡事件は，一部国家グループのかなり先行過熱気味のEU統合論争に冷水をあびせかけ，統合問題の中核をどこにおくべきか

を冷静に省みる衝撃的イベントであった（関連記事次頁以下参照）。

本稿資料ではIOMがICMPDの協力をえて、1999年末に刊行したこうした問題を再考するに最もふさわしい多くの貴重な統計データをのせた6章からなる基礎研究レポートのうち、とりあえず第1章と第2章に関する部分を多くの付属統計データと共に紹介しておいた。本レポートの目次は次の通りである。

#### はじめに - 本報告要旨

- 第1章 1999年度調査の目標と概観
- 第2章 中東欧圏諸国の国際的移民動向（以上本号）
- 第3章 コソボ危機 - ヨーロッパの新しい移民攻勢 -
- 第4章 ドイツに向けての中東欧からの婦女周旋
- 第5章 EUの東方拡大 - 中東欧圏構成国にたいするEU移民政策と技術援助 -
- 第6章 ヨーロッパ共通ビザ制度にむけて。

原典はMigration in Central and Eastern Europe : 1999 Review。本稿(1)がとりあげた第1章の執筆者は本レポートの編集責任者でもあるウインIOM本部のTechnical Cooperation Centre for Europe and Central AsiaのFrank Laczko, 第2章は同氏とJessica GrafおよびIrene Stacherの共同執筆である。関心の強さにもかかわらず、関係学界でもこれまで系統的には公表されることはなかったし、世界で唯一の国際移民行政機関であるIOMですら把握していなかった数値を今回付属研究所スタッフのみならず、多くの関係国家行政機関の協力をえて、アンケート調査方式で多面的に収集した本報告書の数多くの統計・調査データは、ブラック・ホールのままにおかれていたこの分野の中東欧移民動向研究に貴重な刺戟の素材を提供してくれている。本報告添付統計の大部は第2章に関するものであり、とりわけ、第14・15・16表の周旋移民関連の統計や、付録2の(2の第15~17表)の再入国協定の締結・外国人法・難民法等の最近の立法状況等を表示した詳細な資料は難民・移民法研究者には特に参考になる。

創立75周年を迎えたドイツ学術交流会DAADの奨学金をうけた外国人留学生の50%近くが最近では東欧出身者で占めていたといわれている。21世紀のヨーロッパの中核たらしめるドイツの社会民主党党首シュレーダ首相が、いちはやく1999年5月20日に二重国籍を認可した国籍法の改正を断行したのち、2000年3月13日の企業マネージャーとの懇談会で

はドイツのIT産業の飛躍的發展を支援するため、アジアや東欧諸国から2万名の外国人技術者をその家族と共に滞在期間5年の米国のグリーン・カードに類する滞在ビザを発行すべく同年7月14日の連邦参議院の承認<sup>\*\*</sup>を待って、8月1日から実施するという緊急かつ大胆な計画を発表した。この衝撃的な波紋は、同年6月15日国内主要電力会社の原発撤廃計画合意発表時と同様、国内のみならず、次世紀の經濟發展の方向の模索に苦慮する世界の先進実業家には国際的労働力活用方策にある種の示唆になった。ヨハネス・ラウ新大統領も、同年5月12日にベルリンで「ドイツ社会で共に生きる」と題して外国人とドイツ社会について行った演説のなかで、IT技術者のような専門家の労働力が不足している分野には移民を受入れる必要性を認め、出生率低下のため移民なしには年金などこの国の社会保障システムさえ機能しえなくなっており、ドイツが事実上移民国家であることを確認し、長期に滞在する外国人に対しては、祖国を否定する必要はなく、ドイツ社会に根付く民主主義を遵守するよう、またドイツ国民には外国人への寛容と極右勢力の排外主義に利用されないよう共生に努めることを要請した。これを契機にここ10年来の移民法導入をめぐる論争が本格的にこの国で再燃することは必至であるが、本資料はまたそのための極めて有用かつ有効な基礎資料でもある。

<sup>\*</sup>同事件に関するIMOとUNHCRの続報を紹介しておく。今回中国人密航事件のIMOの続報は、死亡した密航者の出身地、密航ルート、周旋業者名等一切コメントすることなく、以下のような概説に終わっている。最近の人身周旋活動は大グループに組織化・大型化し、そのうち多国籍者が同一輸送手段で密送されてくる傾向がある。欧州内に在住する80万の中国人人口のうち、連合王国25万、フランス20万。1999年度の欧州の庇護権申請者総数437,400名のうち中国人移民のそれは10,518名と意外に少ないが、フランスでは昨年よりその数が倍増した。(ちなみに、中国人の同申請先は専らフランス、連合王国とオランダに集中している。またフランスにビザ申請手続をした中国人数は1998年度32,000、1999年度54,000と急増した)。1999年6月に国際刑事警察機構InterpolはProject Bridgeを特設し、中国人周旋問題にかんする情報収集にあたることにした。アメリカ移民局の調査によると、毎年10万人の中国人がこの周旋事業を介して海外移民しており、同周旋シンジケートは年間30億ドルを稼いでいるが、同移民たちは2万乃至6万ドルの周旋料の返済のために、サービス業・縫製産業等に就労している。彼らの出身地は村の総人口の10%が移民するという海外移民の伝統をもつ南シナ海沿岸の福建省であり、同省は中国の平均賃金ベースより20%も高い収入のある地方であり、彼らは決して極貧地方の出身者ではない。

(2000年6月20日付のIOM Press Briefing NotesのIOMスポークスマンのJean Philippe Chauzy氏のレポート。<http://www.iom.int/briefingnotes/BN200600.htm#Item1>)

次に、国連難民高等弁務官事務所も今回の中国人密航死事件の背景にあった中国人難民申請者増の動向を2000年7月6日付のインターネットで次のように報道している。1999年1月より2000年5月の間に欧州への中国人難民申請者数は17,330名で全申請者の3%を占めている。月間申請者数で見ると、1999年1～2月600名、同年7月は1,000名と漸増、2000年5月は1,500名と過去17ヶ月で最高、全申請者数の5%を占め、従来の月平均申請者数は、1998年度500名、1999年度920名、2000年

度は前半5ヶ月間だけで1,270名と急増した。

1999年度のフランスへの中国人申請者数は、約5,200名とIOM情報とは若干異なるが、同数は全欧州同申請者の47%で、英国へのそれは約2,700名で25%を占めた。2000年1月から5月までの英仏両国の中国人申請者数は約2,300名であったが、ただし、同年3月と5月の英国への中国人申請者数は、フランスよりも多くなっていた。<http://www.unhcr.ch/statist/chiasy0006/text.htm>

今回の中国人密航死事件は、そうした動向の氷山の一角にすぎなかったことを以上の続報が明らかにしている。なお、本稿統計資料末尾にUNHCRの図表をはしがき付録図表として掲載した。

\*\*\* 本“Green-Card”法の正式名称は*Verordnung über Aufenthaltserlaubnisse für hochqualifizierte ausländische Fachkräfte der Informations- und Kommunikationstechnologie*で2008年7月31日までの時限立法。

## はじめに

政策担当者やメディアの中東欧域の移民問題への関心が高くなっているのに、こうした地域の最近の移民動機や政策展開を概観した定期刊行物が出ていない。同地域のいくつかの国については色々な移民データのなかに組込まれて随時考察されてはいるものの、この地域のみを対象にした出版物はいまだに刊行されていない。1980年末以降、中東欧諸国はいづれも新しい移民政策攻勢にみまわれてきており、域内の人口移動にたいして何らかの立法・行政システムをあらたに構築しなければならなかったし、同時に現存するEU圏という事実上の国境としての枠組とその移民制度の影響をまろにうけ、それとの対応を迫られている。中東欧を構成するとみられる約20ヶ国のうちの5ヶ国はすでにEUと加盟交渉中、他の5ヶ国は加盟に賛成、EUに加盟要請をしていないその他の国といえども今後もEU移民制度のなんらかの影響下にあるのが現状である。

同域内の移民動向を政策的に年度別に概観する必要上、国際移民機構IOM=the International Organization for Migrationと国際移民政策開発センターICMPD=the International Centre for Migration Policy Developmentは1997年1月に調印した相互協力協定に基き共同プロジェクトを組むことを決定した。両機関はすでに以下のようなルートを経て、同域内の移民動向にかんする広範な知識と技術をもっている。すなわち、IOMは1993年以降移民情報プログラムMIP=Migration Information Programmeにより、ICMPDは1994年にはじまる中央ヨーロッパ・イニシアチブCEI=the Central European Initiativeとブタペスト・ルートthe Budapest Processの協同のデータ収集ルートをへておこなわれている。こうした共同プロジェクトに基いたIOMとICMPD間の近密な共同研究はIOM付属の技術協力センターTCC=Technical Cooperation Centreがウインに設置されて一そう容易になった。同センターは1997年のMIPとの合併ご両機関の担当領域の調査能力を一そう高めることになった。

本レポートの内容は、中東欧地域の年度別移民動向報告を出しているICMPDとIOM共同プロジェクトで収集したデータによっている。本年度の報告は2部にわかれる。第1部は同域内の主要な動向と政策展開、第2部は各年度の特種問題に焦点をあてて考察し、特定国のその発展過程を探る。本報告書が国際政治団体の活動に役立てばと願っている。1999年3月、ジュネーブとウィンにて。IOM総支配人Brupson Mckinley, ICMPD支配人JonasWidgren。

## 報告要旨

ベルリンの壁崩壊から10余年後の今日、中東欧にみられる大きな変化の1つは移民動向である。これまで固く閉ざされていた東西国境の開放とその後の旧ユーゴスラビアの解体によって、これらの国にの、さらにヨーロッパ全体の移民の流れが一変した。本要旨第1部では1999年度IOM発表の統計資料をもとに1997 - 98年間のこれら15ヶ国の移民動向をまず考察し、さらに第2部では4章にわけて中東欧諸国に発生したもろもろの主要な移民問題を詳しく概観する。

### 第1部 1997年 - 98年度の主要な移民動向

- (1) 移出移入民問題 1990年代はじめ頃から、中東欧地域より西欧への移民数が実質的には低落しており、逆に同地域内のいくつかの国自体が主に近隣諸国からやってくる多くの経済移民の標的国になっている。また移民といっても、かつてのような人種的理由からする永久移民よりも短期の労働移民が多い。しかしこうした傾向の移民総数については、こうした移民の多くが闇経済取引や仕事に就労しているために公式統計に記録されていない。例えば、中東欧地域最大国ポーランドには、毎年10万乃至15万の移民が入国し、不法就労しているといわれている。
- (2) コソボ危機 1998年度のヨーロッパ最多の新しい移民動向は、何といても40万近いコソボ内外避難民の動きであり、うち89,000名が西欧を中心に庇護権を申請した。
- (3) ボスニア・ヘルツェゴビナへの帰還 ボスニア・ヘルツェゴビナより西欧に逃亡した難民の多くが、1995年12月締結の Dayton Peace Agreement 締結以降、1998年9月までにはそのうちの約40%が帰還した。しかし、同地域に帰還した52万の難民・避難民の大多数が異民族グループの多く居住する地区に帰還した。
- (4) 庇護権申請者 中東欧地域の同申請者数は急速に増加しており、1997年度には、これ

らの地域の10ヶ国に居住する同数値は約1万名で、96年度より35%の増である。こうした傾向がづくると、ここ5年間で中東欧地域の同申請者は25,000名をこえることになる。

(5) 不法移民 コソボ危機のもたらしたものの1つに、1998年度の東西不法移民と密輸移民の急激な増加がある。たとえば、チェコ・ドイツ国境を不法越境し逮捕になったコソボ・アルバニア人は、1997年度にたいして1998年度は3倍増であった。チェコおよびスロバキア各共和国、ハンガリー、スロベニアでも1998年度不法越境者数が大幅に増加した。以上の4ヶ国だけでも不法越境被逮捕者数は1997年度の約5万名にたいして、1998年度は7万名増加させている。まだ同年度の中東欧不法越境者中の約2万名が周旋業者を利用している。

## 第2部 いくつかの移民問題

以下4項目について論じるが、最初の2章は東西移民動向にかんするもの、あとの2章はEUの東方拡大にかんするものである。すなわち、第3章はコソボ紛争の歴史的背景と欧州各国がコソボ・アルバニア避難民問題とどのようなかわりをもったかをみる。とりわけ、なかでも1998年度ドイツとスイスには同紛争による最多の庇護権申請者がでた。第4章はEUならびに西欧当局による何らかの対策が求められている中東欧の婦女周旋問題、とりわけ本問題で苦慮しているドイツについて、同問題の取締担当機関の活動の成果と対策にふれる。第5章は関係国には重要な意味をもつEUの移民政策と支援プログラムの変化、なかでもこれらの国が取組んできた移入民と国境管理問題と不法移民対策にかんするEUの最近の考え方をみる。第6章では中東欧諸国とEU各国間のビザ調整が今日どのようなになっているかをみる。中東欧諸国では歴史的理由と近隣国との関係もあって、EU加盟諸国のそれとは全く異ったビザ政策をおこなってきたが、こうした国ぐにのビザ制度も世界のそれ以外の国にたいしては、最近ではEUの政策にほぼ同調しているのである。

### 第1章 1999年度報告書の調査目標とその概観

20世紀が幕を閉じる頃になって中東欧地域で、これまでとは異なったいくつかの移民パターンの変化が生じた。本報告書の鍵となる目標の1つは、中東欧諸国の移民政策と同制度が改革されていくプロセスをより詳しく検討することにある。こうした作業をすることで、このような政策担当者はこれらの国内の移民需要と新しい移民要求にこたえて、なすべき前向きの政策が何であるかを一そうよく確認できるのである。東西移民動向のおも

なるものについては既に周知されてきてはいるが、実は各中東欧国相互間の移民政策と実務のくいちがいについては、あまり知られていないのである。2年各に発表される本報告書のもう1つの鍵となる目標は、中東欧諸国相互間の移民動向の違いを比較することである。現在同移民動向についてはかなりのデータが出ているが、こうした情報はしばしば散逸したり、またそこでの定義付けとか概念設定が様々に異なって使用されているため、統一的な解釈が困難な場合がある。本報告書の取扱う資料は、関係各国政府がアンケート調査で収集したものである。移民動向にかんする情報収集期間は、1998年前半期前の1年間である。可能なかぎり最新情報の報告をモットーとしたため本アンケート調査以外のソースからもデータを幅広く収集に努めた。重複するが本1999年度の調査は、さらに以下の4つの問題にしばって、最近の中東欧内の移民動向を詳しくみた。第2章では1997年 - 98年度間の以下の主要な人口移動状況をみた。移入民・移出民、ボスニア・ヘルツェゴビナへの帰還難民、領域内労働移民、通過移民transit migrantと不法移民。なお同章ではICMPDが1998年度にアンケート方式で収集した資料を引用した。第3章では中東欧国ならびにヨーロッパにもかかわる主要な移民動向をみた。コソボ内外の約40万の避難民の動向を詳しく検証し、こうした紛争の歴史と背景、ならびにこうした移民攻勢がヨーロッパ全体にあたる意味についても論じた。第4章は各国政府の関心の的とますますなりつつある東西間移民の動向を検証する。とりわけ性的搾取取引の対象にされてきた中東欧地域の婦女周旋問題を、こうした取引が欧州のなかでも最も多いといわれているドイツの例をとりあげてみる。5・6章はEU政策、なかでもその今後の東方拡大と関連する問題を取上げるが、第5章では、将来同地域内諸国の移民政策上重要となる司法・行政事件に関連する主要なEU政策なるものを概観する。またEUがこれらの国の移民問題にEU法を適用するための技術支援プログラムをどのような方法で実施しているかを検証する。第6章では、そのためにはこれらの国の移民政策（ビザ政策）の改革を求められているが、その進捗状況を詳しくみる。さらにこれらの国とEU諸国間のビザ調整の現状についてもものべることにしたい。

## 第2章 中東欧圏諸国の国際的移民動向

### 序説

1980年代後半と1990年代はじめの中東欧圏諸国の国境の開放と旧ソ連邦とユーゴスラビアの崩壊がこの地域の移民パターンを基本的にかえてしまった。西欧では1989年11月のベ

ルリンの壁の崩壊で東西移民が活発化するのではないかと予想していたが、周知のように西側への大量移民は生じなかった。それでもなお、1990年代前半の同圏諸国と独立国家共同体CISからの西側への移住者数は約250万で、しかもこれらの移住者の大部分は民族問題と関係するものであった。例えば、1989年以降中東欧圏よりの移住者の半数以上は、ドイツに帰国したドイツ系のドイツ人であった。

1990年代の同圏内の移民の動きのなかには、従来型の戦乱とか人種差別をさけるためのものもあれば、通過移民とかわずかではあるが西欧の高級技能労働者が東欧へ逆移動するといった新しいタイプの移住もみられ、大抵の中東欧諸国は開発途上国からの西欧への不法移住希望者たちの通過ゾーンに変貌してしまっている。こうした傾向は10年前には予想だにできなかった現象である。そのほか、より豊かな近隣国へツーリスト・ビザで短期入国し小規模取引をするスーツケース商人suitcase traderとか労働ツーリストlabour touristとよばれる新型がある。他方で、いまだに国際移民研究者のなかには主要な移民動向と認めないが、同地域の闇周旋される婦女による新しいタイプの東西移民の流れもある。

正確な情報不足もあり、中東欧圏の最近の移民状況の正確な把握は容易ではない。その理由はこれらの国の多くが国際移民の動向をモニターすることに興味がないとか、それを必要としていないことにある。さらに、それぞれの移民タイプの定義付けが国ごとに違っていることもこうした際の比較調査を困難にしているのである。欧州移民調査機関設置の可能性について最近のECレポートは以下のように述べている。「中東極の移民情報やその型態分析は始まったばかりで、よくてもせいぜい局部的であったり、憶測にすぎないものもあり、いまだに優れたものがない。こうした状況は既にあらためられてきている。現在中東欧諸国は体系的に統計収集作業を実施しているが、さらに情報取材状況の改善が急務である」

これまで中東欧圏という領域が狭くとらえられていて、アルバニアとか旧ユーゴの継承国は移民動向の分析対象からはずされていたが、本報告書ではこれらの国もまた西欧へ庇護を求め、あるいはより豊かな生活を求める移民たちの主要な移出国として提示している。こうした国に潜在しているとてつもない数の移民が近未来において西欧諸国を襲いつづけることが予想される。終りになるが、本報告書では、こうした移民の主要なタイプについては、より明確にのべているが、そうした移民動向がどのような経済・政治・民族等の要因で生ずるのかについては、十分な調査ができていないことをあえて強調しておく。

## A . 移出民と移入民

(1) 移出民 西欧を目指す中東欧諸国の移出民族は全体的にみて1990年代のはじめからかなり減少したが、ブルガリア、ポーランド、ルーマニアからの移出民数はかなり多い。(第1表参照) 出国者は一応届出ることになっているが、報告を義務付けてはいないので、移出民実数は公式発表数値を上まわるのが通常である。移出入民族は均等しておらず、その数差の接近している場合も、大抵の国では移出民の方が多い。こうした傾向は特に移民数が一般に減少しているバルト3国 やポーランドにみられる。チェコやハンガリーは逆に移入民の標的国になっている。(第1表参照)

永久移民permanent emigrationが減少している一方で、季節、越境、個人乃至契約型雇用移民等の一時的労働移民の増加がみられることは重要である。こうした一時的労働移民は、主としてドイツ、オーストリア、フランス、チェコ・スロバキア、スウェーデンに出稼ぎするポーランド人に多い。そして典型的に分類してみると、アルバニア人はイタリア乃至ギリシャ、エストニア人はフィンランド、ルーマニア人はイスラエル、ブルガリア人はドイツ、チェコ人はオーストリアとドイツ、ハンガリー人も同様にオーストリアとドイツを出稼ぎ先に選んでいる。こうした中東欧からの永久的・長期的移民の主要な受入国がドイツである。同じ中東欧圏内相互間の移民の流れも増加しているとはいえ、民族的理由からするかつてのような永久移民ではなく短期型の出稼ぎが多い。

(2) 移入民 中東欧圏諸国の全人口に占める外国人市民数は1%にみたない。ハンガリー、チェコ、スロベニアといった他よりも豊かな国でもそれぞれ1.4%、2%、2.2%にすぎない。唯一の例外はエストニアとラトビアで、そこでは主としてロシア系のソビエト市民が1998年末の国籍法改正まではそれぞれ法的には外国人とされていた。チェコ共和国以外の多くの国の外国人数と公式に記録された移民動向は、過去3年間はかなり安定している。(第2・第3表参照) 移民流出国も変化し、独立国家共同体からの移入民が多い。ハンガリー、ポーランド、チェコ共和国といった中欧の豊かな国はますます近隣国からの季節・越境・個人・契約型雇用労働者の移民目標国になっている。(第4表参照) チェコ共和国の移民は主に旧チェコ・スロバキア共和国解体ごもこの国に居住するスロバキア市民とウクライナ人およびポーランド人移民である。ハンガリーで働く移民労働者のうちの大部分は、ルーマニアとその他の近隣国からやってくるハンガリー系住民である。ポーランドでは、ウクライナ人、ロシア人、白ロシア人が移民労働力の大部分を占めている。こうした移民労働者たちはそれぞれ母国と強いつながりを持ち、

大抵母国で世帯をもっている。例えば、ある研究によると、チェコ共和国に居住している大多数のウクライナ人は、平均して2・3ヶ月ごとにウクライナに帰国しているとか<sup>⑧</sup>。チェコ、ハンガリー、ポーランドは中東欧圏諸国のなかでも専ら労働力輸入国であり、ブルガリアとルーマニアは同輸出国である。チェコ共和国は中国とベトナム、ハンガリーとポーランドはベトナムといったアジア開発途上国からも労働者を受入れている。

(3) 闇経済 中東欧国の主要な移民動向の記録が不十分な理由は、移民の多くが短期移民であり、また闇経済部門で就労しているためである。豊かな中欧国の臨時的仕事を求めて近隣の貧しい国よりくる労働移民は、入国ビザを必要としないこともあって、比較的容易に入国できる。さらに外国人労働者の不法就労を招くもう1つの要因は、かなりの規模の大きな闇経済部門が存在し、そこでの雇用規則があいまいに運用されていることにある。

中東欧地域の不法就労移民数にかんして信用のおける統計資料は皆無であるが、このようなあいまいさこそ同地域内の主要な移民動向の特色をなしている。例えば、ポーランドでは労働・社会政策省ですら毎年不法入国し不法就労の外国人労働者数は約10万乃至15万位とあいまいな数値しか知らないでいる<sup>⑨</sup>。1997年度ハンガリーの労働監督局の1,200の摘発事件のうち50%が不法就労事件で、摘発された不法就労外国人は2,300名であった。同数値は氷山の一角にすぎず、6,000乃至7,000の不法就労外国人がハンガリーの建設業部門で働いていた<sup>⑩</sup>。同じ1997年度にはハンガリー国内で合法的に労働許可を認められていた移民数は20,238名なのに、81,000名が就労していた。そのうちの半数近い47%はルーマニア、12%はウクライナ、5%がポーランドからの不法就労者であった<sup>⑪</sup>。ブルガリア、チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド、ルーマニアといった中東欧の若干の国は西欧諸国の移入民も若干受入れた。例えば、1997年度のチェコ共和国内の移入民の10%はドイツ、米国からのものであった。しかしこうした動向資料は断片的なもので、ポーランドのある調査によると本国とポーランドの間を復住する相当数の専門家を除いて、1995年度にワルシャワに居住し就労している外国人専門家数は約3,000名としている<sup>⑫</sup>。西欧からの移民の主たるタイプは2種あり、政府機関と多国籍企業の就労者団と非専従専門家である。

## B. 庇護権申請者

1989年以前には、中東欧圏諸国の数千の難民が西欧と北アメリカへ庇護を求めていたの

に、現今ではそうしたかつての難民排出国自体が世界の難民発生源である貧困国で急増する庇護申請者たちの標的国になっている。しかし、同圏内のいくつかの国が今なお西欧への庇護権申請者の重要な発生源であることにはかわりない。

(1) 中東欧権諸国からの庇護権申請者<sup>⑧</sup> 同圏内で発生する難民と庇護権申請者数は最近では減少傾向にある。その例外は、アルバニア、ルーマニア、ユーゴ継承国である。1998年のコソボ危機で急増した西欧諸国への庇護権申請者数値は100%をオーバした。

(第3章で後述) 第5表はユーゴスラビア共和国<sup>⑨</sup>からの同申請件数が過去3年間で年平均25,000件に達したことを示している。同共和国が同圏内の西欧への難民申請者の最大発生源であることはこれで解る。1997年度は約26,000名、1998年度は3倍にその数値は急増した。他方アルバニア経済財政情勢の悪化で、多くのアルバニア人が西欧なかでもスイス、ドイツ、ベルギーに庇護申請をしつづけた。1997年3月、17,000名のアルバニア人がイタリアに上陸し、同年11月まで一時滞在した。イタリアは法的資格のないアルバニア人の送還に一致して努めた。1997年度のボスニア・ヘルツェゴビナの難民申請者数値が高いのは同年度以前に申請し、最近になって処理された事件数値を含んでいるためである。

(2) ロマ 最近の多くのメディアが西欧やカナダに庇護申請する東欧圏のロマの数の増加に注目した。1997年秋に、カナダと英国に同申請をしたチェコとスロバキアのロマの数が急増した。その増加原因はカナダに申請すれば成功率が高いとのチェコのTV情報に起因しているらしい。1997年度のカナダへのチェコ・ロマの申請件数は1,210件で、難民発生国リストではチェコは第2位になった。1997年2月1日から1998年1月31日までの1年間に、1,000名のチェコとスロバキアのロマが英国に庇護申請をした<sup>⑩</sup>。

(3) 中東欧圏諸国の難民申請 同圏内の各年度の庇護権申請者数は、その標的となる西欧の主要な国の月間同申請者総数とほぼ同数である。しかし、同圏内諸国宛に出される同申請数は低水準とはいえ急増している。1997年度には、約10,000件の難民申請が10の圏内の国に出された。同数値は1996年度同総数の35%増である。毎年このような比率で増加すると、今後5年間で25,000件に急増することになる。第6表では、1997年度のポーランドの同申請件数が最高で3,531件、つづいてチェコ2,156件、スロバキア共和国とバルト諸国は最低となった。バルト3国の場合は、1997年に1951年のジュネーブ難民条約と1967年のプロトコール(難民の地位に関する議定書)を批准し、最近になってやっと難民法を制定したという特殊事情がある。これらの国のうち、エストニアは1997

年3月まで、ラトビアは同年6月まで、リトワニアは同年7月まで庇護申請者と不法移民との区別をしていなかった<sup>⑧</sup>。1998年の前半期にはポーランドとチェコとスロバキア各共和国の庇護権申請件数が減少したのに、ハンガリーでは1997年度の1,000件が1998年前半の8ヶ月間だけで3,157件に急増した。この原因は1998年3月の新難民法の導入とコソボ危機によるものである<sup>⑨</sup>。(第6表参照)今のところ中東欧諸国の難民資格認定率は低いが、増えつつけるこうした申請を却下された者の処遇措置もまた考えねばなるまい。こうした国ぐにの受入施設には限度があるからである。

1989年から1998年の10年間に、こうした国のすべてがジュネーブ難民条約に加盟し、ヨーロッパ人権条約を批准し、1997年から1998年の間にそのうちのいくつかの国は新しい難民法を制定した<sup>⑩</sup>。アフガニスタン、イラク、ソマリア、スリランカといった世界最大の難民発生国から難民申請者がこれらの国の多くに殺到している<sup>⑪</sup>。なかでもバングラデシュ、パキスタン、印度からのものが多いのが実態である。若干の国では同一中東欧国と独立国家共同体からの申請者がかなり多くなっている。これらの移民のなかには、ドイツやオーストリアに入国を失敗したあとの再入国のための難民申請者が多い。例えば、チェコ共和国への1997年度難民申請者の3分の1以上がブルガリア、8%がルーマニアから出ている。ポーランドでは同年度申請数の13%がアルメニアからのものであった。

### C. ボスニア、ヘルツェゴビナへの難民と避難民の帰還

旧ユーゴ・スラビア連邦共和国の崩壊がもたらした同共和国間の戦いで大量の避難民が発生し、とりわけボスニア・ヘルツェゴビナでは戦前人口の430万の半数以上が避難した。(第7表参照)同紛争がこの国の政治・社会・人口統計上の特色をかえてしまったのである。紛争前のこの国の人口構成は430万中43.7%はボスニア・モスLEM人、31.3%はボスニア・セルビア人、17.3%がボスニア・クロアチア人であった。紛争前の人口の半数以上が紛争で流出した。

1995年11月の Dayton 平和協定 Dayton Peace Agreement 締結時には110万の避難民とその他に120万人が国外に出た。後者のうちの60万人は西欧へ、51万名は旧ユーゴ諸国へ、14,000名が中東欧諸国、おもにハンガリーへ難民申請した<sup>⑫</sup>。西欧諸国への難民の80%はボスニア・モスLEM人、13%がボスニア・クロアチア人、6%がボスニア・セルビア人であった。西欧でのボスニア・ヘルツェゴビナ難民の配分は決して一様ではない。ドイツは

345,000名もの最多の難民を受入れた。しかし、オーストリア、スウェーデン、スイスはその国内人口比では不釣合の多くの難民を受入れた。(第8表参照)

(1) 一時的保護Temporary Protection スウェーデンを除く大多数の西欧では一時的保護資格Temporary Protection Status=TPSという新しい型の難民資格で、60万の難民を認可した。1980年と1981年の国連難民高等弁務官事務所の執行委員会がこうした資格を認定したのであるが、その最初の大規模のテストケースが今回のボスニア人避難民であった。同資格とは保護を必要とするが、難民条約のきびしい基準をみたさない場合とか、申請人にたいする個人的審査が不可能な事態が生じた場合に認定されるものである。同制度は1992～1993年度に大多数のヨーロッパ諸国に導入されたが、それを各国にどう割当てるかといった政策とか帰還問題については各国のあいだで調整するしかなかった<sup>20</sup>。

1997年には大抵の西欧諸国でボスニア人にたいするこの一時的保護は終了した。ドイツは1996年9月19日に同国内の32万のボスニア難民の一時的保護を解除し、そして1996年10月1日から送還作業を開始した。1998年7月の同政府資料によると、そのうちの19万のボスニア人が自発的に帰還し、2,000名が強制送還され<sup>21</sup>、1万名以上の者が他国、おもに米国に移住した。ドイツ以外の受入国では一時的保護期限が満了しても、帰還者数の増加はそれ程みられず、こうした制度は次第に機能しなくなり、こうした難民の多くが次第に事実上正規に処遇されるようになった。受入国で一時的保護をやめる際に対象となる個人人数をケース・バイ・ケースで多くするとか、学校卒業まで当該家族の滞在期間を延長するとかの許可基準を柔軟に解釈適用することもあった。さらに多くの難民のなかには公式には登録しなかったり、受入国で不法外国人のままにいるとか、第3国に移住をねらっているものもある。

1995年11月の Dayton 協定締結は、こうした難民や避難民をその出身地に送還する根拠になった。(同協定第7付属文書)第9表によれば、1996年度より50万以上のボスニア避難民が送還され、26万が西欧より、さらに23万が他のユーゴ・スラビア継承国より帰還した。

1997年末には80万のボスニア人が国内に避難した。約45万がクロアチア・モスレム連邦に、366,000名がスルプスカ共和国Republika Srpska(旧ユーゴスラビア共和国のバルカン半島のPeninsulaの中心部(東南ヨーロッパ)に位置する共和国。その起源は旧ボスニア議会のセルビア議員が別の憲法を採択し、それに伴って新しい別の州を創設した1992年1月9日にはじまる。その後1995年9月8日ジュネーブの国際会議が同州を公式

にスルプスカ共和国として承認。同決定は同年11月の Dayton 平和交渉で確認され、その結果同年12月14日のパリ平和条約でも同決定は順守されることとなった。)に避難した。60万以上のボスニア・ヘルツェゴビナ難民が未解決のままに国外に残留した。うち297,000が他のユーゴ継承国に留まっている。スルプスカ共和国もまたクロアチアの4万以上の難民(大部分はセルビア人)をかかえている。1998年9月現在、20%以上の避難民がかつての出身地に帰還し、ボスニア・ヘルツェゴビナ難民の約40%が西欧に出た。旧ユーゴスラビア連邦に帰還した総数52万の難民および避難民のうち90%が同一民族グループの多数居住する地域に帰還した。これにたいしてスルプスカ共和国では、98%がそうした地域に帰還した。(第10表・第11表参照)

支援乃至は勧誘による帰還者数と較べて、自発的帰還者 spontaneous return 数は1997年度以降かなり減少傾向にあり、全帰還者数の30%にみたない。(第9表参照) 戦闘終結後3年を経た今日でも、恒久解決の必要な70万の避難民と50万の難民が今なお存在しているのである。恒久解決されないままに国外に放置され残留しているこうした人たちは、個人的に帰国するか、あるいはかつての住家以外の地域に移住するしかなかった。後者を選択した者の移住先は主としてユーゴスラビア連邦共和国(同共和国出身の25万のセルビア難民)とクロアチア(255,000名のうちボスニア・クロアチア人は75%、ボスニア人は25%)そしてドイツ(140,000名、そのほとんどがスルプスカ共和国出身のボスニア人)である。帰還日と行政当局への登録期間とのあいだにかなりの時間的ズレが生ずるのも1998年度の特徴である。その原因は移住者数の増加と帰還しても大抵の場合は一時的解決にしかかなりえないためである。登録手続きをしないと、政府による社会サービス、援助や再統合等をうけられなくなるだけに、そうした動向が注目されるのである。こうした手続きをすませた帰還者を受入れた州・都市のかかえる問題は、これによって恵まれない被害の多い人口を生み出す素地をつくらないともかざらないのである。

#### D. 不法・通過移民

中東欧のあらゆる国が西欧あるいは同じ中東欧国へのこれまでにないタイプの不法・通過移民の流れを体験している。西欧へ移住しようとする開発途上国移民にとり重要なふみ石となるのが通過移民国である。中欧諸国は西欧と隣接しない東欧諸国の不法移民の通過ルートになっている<sup>9)</sup>。通過移民が中東欧に集中する理由は、ビザ要件を欠く場合も合法的に、あるいは国境警備の不備もあって容易に不法入国できるからである。1989年から91

年にかけての政治変動で国境警備がかなり緩和し、国相互の越境がさらに容易になったのである。

中東欧諸国の不法移民数値を調査・判定するには、まずそのもろもろの指標を広く検討する必要がある。ビザを所持しない不法移民<sup>⑧</sup>数値を官公庁資料あるいは学術調査で直接・間接に検証する様々な方法<sup>⑨</sup>がある。例えば、そのなかに不法越境者数、被入国拒否者数、再入国協定による帰国者数、庇護権申請を却下された者の数、不法滞在乃至不法就労者数の調査がある。ある国の統計資料には周旋業者による中東欧諸国内の越境者数の収集をはじめている。

(1) 入国拒否者および不法越境逮捕者数 最近中東欧諸国は西欧に匹敵しうような入管制度をいろいろと導入した。1996年-97年度のこれから10ヶ国の被入国拒否者数は約40万といわれているが<sup>⑩</sup>、実は国によって入国拒否事由<sup>⑪</sup>が異なるため同統計は不法入国移民の規模を測定できる信頼のおける資料にはなりえないのである。1990年度以降いずれの中東欧国とも越境通行者の急増で数百万がこれらの国を相互に往来していても、不法越境逮捕者数はほんの数%でしかない<sup>⑫</sup>。このうちの8ヶ国の統計をみると、1997年度の不法越境被逮捕者数は75,000名、1998年度の11月末までには約85,000名である<sup>⑬</sup>。

(第13表参照)

官公庁統計は中東欧圏を概観して、1995年-97年度の不法越境者数の増加はないとしている<sup>⑭</sup>。(第13表参照)ポーランドの例をあげると、1995年度の16,535名、1996年度15,345名にたいして、1997年度は16,438名であった。逮捕された不法移民数値の増減理由もまた様々である。例えば国境警備担当者の警備効果があがったため危険覚悟で不法入国しようとする移民が少なくなったためであるとか、無防備の緑の国境を通り抜けて見破られないように越境監視をさける移民が多くなったためとか、逆にこうした移民を不法に越境させる密輸周旋業者の手口がより巧妙になったためとか、さらに中東欧圏諸国全体の不法通過移民総数が増加傾向にあるためでもあると解釈されている。

最も多くの中東欧圏の不法越境は西側国境で生じている。なかでもドイツに入国するためにチェコで逮捕される不法移民数が最多である。しかし、EU加盟国と国境をわかちあっている中東欧諸国のすべてが、国境で逮捕される不法移民数を増加させているわけではない。例えば、ブルガリアはEU加盟国ギリシャと国境をわかちあっているが、越境被逮捕者数は減少し、年間3,000人以下である。スロバキア共和国の不法越境被逮捕者数は、チェコ共和国よりも常に低く、1993年度は2,200名、1995年度は3,000人以下

であった。しかし、ECは1998年度末の報告書のなかで、スロバキア共和国の国境警備当局が1998年11月末までに6,978名の不法入国者を逮捕したのはその警備活動が改善されたことのあらわれであるとのべている<sup>④</sup>。

一般的にみて、中東欧圏の不法越境者数は5年前より減少してきている。例えば、チェコ共和国では、1993年度の被逮捕者数は43,302名にたいして、1997年度は23,883名であった。こうした減少原因は若干の事例の場合、関係当局の不法移民摘発技術の向上よりも、同地域内の移民圧力の変化のなせるわざとみた方がよいのではあるまいか。チェコ共和国を例にとると、1993年度のこの国の不法越境者の半数以上（57%）は旧ユーゴ出身者であった<sup>④</sup>。1998年度に東西にわたる不法移民が多く出たのは、大規模なコソボ避難民が発生したためであるから、こうした現象は決して意外な事件ではない。例えば、チェコとドイツの国境を不法越境したコソボ・アルバニアの被逮捕者数は1997年度よりも98年度は3倍多かった。（第3章参照）西欧に不法入国するコソボ・アルバニア人の通過国になったスロバキア共和国とハンガリーは、これらの国を不法に出入国して逮捕された者の数では中東欧圏諸国中最多の増加を記録した。（第13表参照）

(2) ビザなし移民 西欧へ不法入国を企てる移民の出所を紹介するにしても、国によっては100種近い民族がやってきているので、きわめて多種多様であるが、そのさまざまな出身国の移民を次の2個のタイプに分類できる<sup>④</sup>。その1つは、中東欧の貧困国乃至は戦乱と民族紛争国の出身者で、通常中欧への入国ビザのない人たちである。例えば、チェコの1997年度の不法越境移民の3分の1はブルガリア、旧ユーゴのマケドニア共和国FYROMとユーゴ共和国出身者<sup>④</sup>であった。また同年度にチェコ共和国、ハンガリー、ポーランドで最も逮捕者を多く出したのはルーマニア人と次にユーゴ共和国出身者である<sup>④</sup>。中東欧諸国を不法通過しようとして逮捕された者のもう1つのタイプは、西欧国に難民申請をする非ヨーロッパ移民である。1997年度のチェコ・ポーランド越境被逮捕者の多くは、イラク、アフガニスタン、スリランカ出身者<sup>④</sup>であり、その他バングラデシュ、パキスタン、インド、トルコ、中国も中東欧諸国を通過する不法移民の主たる出身国である。

(3) 人の密輸・周旋 中東欧国を経由する大多数の移民が合法的に西欧諸国へ移民できるチャンスがますます失っているために、その旅程でいくつかの周旋業者の助けをかりる場合があると普通考えられている。また、密輸が頓挫している場合は、周旋業者が移民に庇護権申請をすすめるために、現行の中東欧国の難民制度が乱用されているとも云わ

れる。(付録2の第2号12表参照)中東欧のどの国も移民周旋活動に関する信頼のける情報を収集できていない。現有の収集資料といえども、そこで使用される「周旋」の定義が様ざままで比較的対照できないからである。公式発表数値をみても問題の大きさを過小評価している。同数値には密輸とか周旋業者の手をかりた不法越境の被逮捕者数しか算入していないが、合法的に入国した後に不法就労とか不法売春を強いられる周旋事件も多くあるからである。人の密輸・周旋の定義付けに関する最近の討議資料としては1999年度のICMPDの報告がある。

以下あげる統計数値は速報にすぎないが、密輸・周旋業者による不法越境被逮捕者数値以外に、当該移民者の旅行の意図について何も読みとれない。こうした移民のなかには、周旋業者が目的地で利用するために移送されてきた者もおれば、求職とか庇護権申請目的で西欧に不法入国のため密輸業者に金を支払った者もいるのである。こうした事情もあるので周旋移民数値をわり出すのは容易でない。ともあれ、こうした不確かな公式統計からも周旋業者の手をかりたこれらの国の不法越境移民数値がわかる。例えば、不法入国で最も多くの逮捕者を出したチェコでも、1997年の前半の10ヶ月間にチェコ国境を不法に越境した23,883名のうち、わずかに22%しか周旋業者の助けをかりていないのである<sup>⑧</sup>。(第14表・第15表参照)周旋業者の大多数はチェコ共和国、スロバキア共和国、ベトナム、ドイツ出身者である。

1997年度の中東欧諸国を不法越境し逮捕された者のうちの約20%乃至25%、数にして約75,000-100,000名が周旋業者の手をかりた者であるが、同業者がこれらの国に密輸した移民者数は15,000-25,000である。事実1998年度の6ヶ国の中東欧国の同記録数値は20,464名であるが(第14表参照)、実数はそれより多いのである、というのもこれまでに不法越境移民の3人に1人しか逮捕されていないからである。一方西欧に不法入国した中東欧移民者数はおよそ10万から30万で、うち25,000乃至75,000名が周旋業者による密入国者とみなしてよい<sup>⑨</sup>。人の密輸や周旋規模の査定は容易でないが、周旋率は国別にみて多少の格差がみられる。(第16表参照)周旋業者の手をかりたのに逮捕された者の国別比率については第17表を参照されたし。中国人移民は、とりわけ他国よりも多く同業者の手をかり不法逮捕されている<sup>⑩</sup>。(1997年度は52%)こうしたことは従前の調査でも確認済みである。人の密輸行為にたいする罰金は高額ではなく、しかも有罪宣告を受ける密輸業者はほとんどいないので、移民周旋業者にはリスクが少なくて収入の多いビジネスである。大抵の場合、違法周旋で検挙される者は、移民の不法輸送にたず

さわる地方人で、こうした取引の元締ではない。(第18表参照)

(4) 婦女周旋<sup>9)</sup> 以上これまでみてきた不法移民の動きは男性を中心にしたものである。1996年度のチェコ共和国の不法越境により検挙された者の82%は男性であった<sup>9)</sup>。中東欧諸国を出入国する移民動向のタイプのなかの性的搾取を目的にした婦女周旋についてこれまでのレポートは殆ど完全に無視していた<sup>9)</sup>。その理由について本報告書の第4章で詳しく述べておいた。これまでの越境逮捕統計とは異なり一般に人権侵害とか不法な搾取事件と深くかかわる問題であるだけに、信用できる統計数値の入手は容易ではないが、中東欧の女性の性的搾取目的の周旋の増加をあげたいいくつかの指標がある。IOMがおこなったEU内の性的周旋についての最近の調査プログラムによって全EU加盟国および5つの加盟候補国をふくめ25ヶ国で、色々なタイプの統計データが収集されている。どの国でも広い範囲での政府・非政府組織がその調査活動に参加した。この調査で収集した統計資料は注目されてより数少ないデータである。参加した25ヶ国中12ヶ国しか婦女周旋にかんする統計を提供できていないが、うち11ヶ国はこうした犯罪の有罪判決件数に関する統計を提示してくれた。しかし、こうした国の1996年度の統計数値をみても有罪判決が出たのは50件以下である<sup>9)</sup>。婦女周旋関係統計が不足していても、どの国の同調査に参加した機関のレポートも、こうしたとりわけ中東欧出身の女性の周旋取引が国内で重要な問題になりはじめていると報告している。婦女周旋行為が報告件数の少ない犯罪である理由は、その立証責任が救済の任にあたる行政機関に転化されることを恐れるためである。しかも行政当局がこうした犯罪の防止にあえて努めようとしない理由は、国によってはこうした行為を無罪乃至は軽犯罪としてしか取扱わないので、有罪にすることが容易でないためでもある。

(5) ビザなし移民の送還 第19表によれば1995年度以降、多くの中東欧諸国で不法移民の移動が増加し、最近では年間1,000乃至2,000名にまで増えている。その例外はポーランドで、この国の被強制送還乃至国外追放者数は1995年度から3,200乃至5,707名とほぼ倍増している。他方で、再入国協定にもとずいて、西欧より中東欧諸国に送還される不法移民数もかなり多くなっている。例えば、1996年度の国外追放でルーマニアに再入国した者の数は18,100名、1998年度強制送還処分をうけてポーランドに再入国した者の数は13,130名であった。ただしこの場合、再入国を許可されて母国に帰還した移民の比率については不明である。近隣諸国から強制送還・強制追放処分の対象となった移民の民族別比でみると<sup>9)</sup>、ハンガリーではルーマニア人、ユーゴ共和国市民、ウクライナ人(第

20表参照) , ポーランドの場合はブルガリア人, アルメニア人, ウクライナ人で (第21表参照) , これらの対象となった移民の多くは不法就労者であった。

非ヨーロッパ諸国の不法移民と通過移民についていえば, 強制送還・追放の対象となる者はきわめて少数である。再入国協定のない遠方の国よりきた移民の送還には出費がかさむし容易でない。しかしポーランド, リトワニアのこれに関する数値をみると, 若干の中東欧国は積極的にこの種の不法移民を送還している<sup>9)</sup>。ポーランドの例をとると, この国は1995年度以降バングラデシュ, パキスタン, 印度からきたかなり不法移民を強制送還・国外退去させている。(第21表参照) 自発的に出身国に機関の道を選ぶノービザ移民も若干いる。リトワニア政府はIOMの援助をえて, 1998年の上半期に392名の不法移民をその出身国に自主的に送還させた。こうした移民の80%以上はスリランカ, バングラデシュ, パキスタンに帰国したが, そのうちの3分の1以上の移民がリトワニアの収容キャンプで6ヶ月以上立往生していた。こうしたIOMの送還プログラムによって実施したもう1つの例は, ハンガリーの場合である。1997年から1998年9月までの間に231名のビザなし移民が当局の支援のもとで彼らの出身国に自主的に帰還したが, この場合の大多数の移民は東欧とりわけブルガリアと旧マケドニア・ユーゴ共和国出身者であった。

#### むすび

ベルリンの壁崩壊以降10年間, 中東欧地域は当該地域の民族紛争による主たる移民発生国であった。1998年度中に多くの難民が西欧からボスニア・ヘルツェゴビナへ帰還したものの, これまでよりより多くのコソボ・アルバニア人がコソボの自宅を離脱することをよぎなくされている。1998年度と1999年度はじめに中東欧地域で発生した移民のうちで最も重要なのはコソボ内外の約40万もの集団移住であり, そのうちの約4分の1が1998年度に西欧と中欧に庇護申請したことである。その結果, 多くのコソボ・アルバニア人がプロの密輸業者の助けをかりて西欧に不法入国したために不法移民数の急増をみた。そのために同年度の中東欧諸国より西欧への不法移民も急増することになった。

このようにして, 中東欧諸国自体が同地域内の各国から主としてやってくる経済移民の標的国になっているのが現状である。彼らのうちの多くがこれらの国ぐにの闇経済取引とか仕事に就労しているために, こうした動向の全貌について記録した公式の統計資料がないのである。ここ数年間に若干の中欧国のEU加盟が期待されているだけに, こうした動

向がますます重要になってきている。EU拡大が近づきつつあるここ数年来、中東欧国内の庇護権申請者数も上昇しつづけている。かくして中東欧諸国自体がここ10年間に開発途上国からやってくる増大する庇護権申請者たちの標的になっている。こうした動向が中東欧諸国にとってもあらたな重要な問題を投げかけている。西欧諸国と異なり、中東欧諸国はますます急増しつつある庇護を認められなかった移民とその資格を認定された少数の移民たちを今後どのように処遇し彼らの統合をすすめていくかについて、これまでほとんど経験がないからである。

以下、本報告書の脚注。書名・レポート名は原文のまま掲載する。

- ① 本報告書の中東欧国 (CEE) とは以下の15ヶ国をさす。アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ (BiH)、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、エストニア、ユーゴスラビア連邦共和国 (FRY)、前ユーゴスラブ・マケドニア共和国 (FYROM)、ハンガリー、ラトビア、リトワニア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア共和国、スロベニア。なお、本報告で使用する各国家の名称は、簡略したものであり、これらの国家の国際的承認乃至、資格についてIOMあるいはICMPDの審判によるものではない。
- ② United Nations European Commission for Europe (UNECE) /United Nations Population Fund (UNFPA) (1996) . *International Migration in Central and Eastern Europe and the Commonwealth of Independent States*. Geneva : UNECE/UNFPA.
- ③ Okolski, M. (1998) . *Regional Dimension of International Migration in Centrl and Eastern Europe*. Paper presented at United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) Conference on Migration in Central and Eastern Europe. Moscow, 6 - 9 September 1998.
- ④ Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) (1998) . *Trends in Internatinal Migration : Sopemi Annual Report*. Paris : OECD ; Okolski, M. (1998) . op. cit.
- ⑤ UN (1998) . *Internatinal Migration Policies*. New York : UN.
- ⑥ European Commission (1998a) . *Feasibility Study for a European Migration Observatory : Final Report*. Brussels : EC. pp.15-16
- ⑦ IOM (1998a) . *Migration Potential in Central and Eastern Europe*. Geneva : IOM/Technical Cooperation Centre (TCC) .
- ⑧ European Commission (1998a) . op. cit.
- ⑨ 付録2 (2の第1表・第3表) 参照。
- ⑩ 付録2 (2の第2表) 参照。
- ⑪ ハンガリーについては、付録2 (2の第5表) 参照。
- ⑫ 付録2 (2の第7表) 参照。
- ⑬ OECD (1998) , op. cit.
- ⑭ 付録2 (2の第3表) 参照。
- ⑮ Salt, J. (1998) . *Internatinal Migration in the UNECE Region : Patterns, Trends, Policies*. Regional Population Meeting. Budapest, 7 - 9 December 1998.
- ⑯ 付録2 (2の第7表) 参照。
- ⑰ 付録2 (2の第8・第9表) 参照。

- ⑱ Drbohlav, D. (1997) . *Labour Migration in Central Europe with special respect to Poland, the Czech Republic, Slovakia and Hungary-Contemporary Trends*. Paper presented at European Science Foudation International Seminar “Transnational Processes and Dependencies of Central and Eastern European Societies” , Prague, February 1997.
- ⑲ OECD (1998) , op. cit. p.149
- ⑳ Juhasz, J. (1998) . *Addressing the Employment of Migrants in an Irregular Situation : The case of Hungary*. IOM Technical Symposium on International Migration and Development. The Hague, 29 June -3 July 1998.
- ㉑ Juhasz, J. (1998) , op. cit.
- ㉒ Rudolph, H. and Hillmann, F. (1998) . *The Invisible Hand Needs Visible Heads : Managers, Experts and Professionals from Western Countries in Poland*. In *The New Migration in Europe : Social Constructions and Social Realities*, Khalid, K. and Lutz, H. (eds.) . London : Macmillan Press.
- ㉓ 付録2 (2の第10表) 参照。
- ㉔ コソボの庇護権申請件数値を入手することは容易でないが、1998年度のユーゴスラビア連邦共和国の同申請の約90%はコソボ・アルバニア人からのものであったと云われている。
- ㉕ Council of Europe (1998a) . *The recent emigration of Roma from the Czech and Slovak Republics*, Yaron Matras. Strasbourg : Council of Europe. 17 September 1998. MG-S-ROM (98) 9 .
- ㉖ Matras, op. cit.
- ㉗ 付録2 (2の第13表) 参照。
- ㉘ 1998年前半にハンガリーで庇護申請件数が急増したのは、同年3月1日付発効の新しい難民法を導入したためである。同新法はジュネーブ条約上の難民、一時的保護が望ましい戦争難民、母国での迫害犠牲者である事実上の難民と3種の難民資格を設定した。かくして非ヨーロッパ諸国といった従来の地理的庇護申請制限条件を撤廃し、今日ではUNHCRよりも、むしろ同国政府自体が欧州・非欧州をとわずいずれの国からの申請審査の責に担っている。
- ㉙ 付録2 (2の第17表) 参照。
- ㉚ 付録2 (2の第11表) 参照。
- ㉛ 付録2 (2の第15表) 参照。
- ㉜ けだし、ドイツ、オーストリア、スイスの間では緊密な協議がおこなわれている。
- ㉝ 同強制送還の大部分は司法手続によるものである。
- ㉞ IOM (1994) . *Transit Migration in the Czech Republic*. Migration Information Programme (MIP) . Budapest : IOM.
- ㉟ 不法入国者と不法移民を区別しなければならない。不法入国者とは、法的手続をへずに入国する者をいう。定義上は、その国の滞在が不法であり、そこでの一切の経済活動も不法となる。不法移民とは、合法的に入国し、不法に滞在する者乃至は合法的に入国滞在し、不法に経済活動をおこなう者をいう。ILO (1996) . *Proposals Concerning a Basic Terminological Framework of Use for Policy-Makers*. Geneva : ILO. 参照。
- ㊱ Inter-Governmental Consultations on Asylum, Refugee and Migration Policies in Europe, North America and Australia (IGC) (1995) . *Methods for Estimating Stocks of Illegal Immigrants in European IGC Participating States*. Geneva : IGC.
- ㊲ 西欧とは異なり、これまで中東欧諸国内の不法移民数を科学的方法をもちいて、まじめに算定する作業が試みられなかったし、中東欧政府は、西欧のいくつかの国が試みたような国内に居住する不法乃至ビザ不所持の移民の資格を規正化しようとはしなかった。こうした規正化プログラ

ムを実施することによってはじめて潜在移民人口の規模と輪郭を明らかにできる最良の方法である。

- ③⑧ ICMPD 1997 Annual Questionnaire.
- ③⑨ 入国を拒否されるケースには、一定金額を所持したい場合、旅行目的を偽る場合、関税手続および越境に必要な書類の不備がある。
- ④⑩ 例えば、中東欧圏内の最大の国ポーランドでは、1990年度の越境周旋件数84,000,000名が1997年度には273,000,000名に増加した。
- ④⑪ ブタペスト・グループ事務局の最近の通牒によると、東・南欧諸国の国境警備当局は、毎年約100,000乃至120,000名の不法に出入国する外国人を逮捕している。Budapest Group Secretariat (1999). Papers Presented at the Working Group on South-East Europe Meeting, Vienna, 4 - 5 February 1999. 参照。
- ④⑫ 同統計数値には、同一人物が再度不法越境した回数を加算してはいないことに注意。
- ④⑬ European Commission (1998b). *Regular Report from the Commission on Slovakia's Progress Towards Accession*. Brussels: EC.
- ④⑭ IOM (1994). *op. cit.* pp. 8.
- ④⑮ 付録2 (2の第15表) 参照。
- ④⑯ チェコ共和国の労働移民の主要な源泉国ウクライナ出身の被逮捕移民数の少ないことに注目されたし。
- ④⑰ 付録2 (2の第13表) 参照。
- ④⑱ 付録2 (2の第13表) 参照。
- ④⑲ Danisova, Z. (1997). Information about Migration in the Territory of the Czech Republic until October 1997. In *Traffic in Women in Post-communist Countries of Central and Eastern Europe*. La Strada Ceska Republika.
- ⑤⑩ Extrapolation on selected statistics from the Budapest Group Secretariat (1999). *op. cit.*
- ⑤⑪ IOM (1994). *op. cit.*
- ⑤⑫ 周旋traffickingの定義については第4章参照。
- ⑤⑬ Danisova, Z. (1997). *op. cit.*
- ⑤⑭ OECD (1998). *op. cit.* and Okolski, M. (1998). *op. cit.*
- ⑤⑮ Schatzer, P. (1998). *International Migration: Issues and Policies*. Paper presented at the UNECE Regional Population Meeting, Budapest, 7 - 9 December 1998.
- ⑤⑯ 付録2 (2の第16表) 参照。
- ⑤⑰ 付録2 (2の第16表) 参照。

(第1表) 1995 - 1997年度の中東欧国の移出入民動向

	移 入 民			移 出 民			移民バランス		
	1995	1996	1997	1995	1996	1997	1995	1996	1997
ブルガリア			25,285	53,000	62,000				
クロアチア	42,000	44,600		15,413	10,027				
チェコ共和国	10,540	10,857	12,880	541	758	805	9,999	10,099	12,075
エストニア	1,616	1,574	1,583	9,786	7,235	4,081	- 8,170	- 5,683	- 2,496
ハンガリー	13,185	12,537							
ラトビア	2,799	2,747	2,913	13,346	9,999	9,677	- 10,547	- 7,252	- 6,764
リトワニア	2,020	3,025	2,536	3,773	3,940	2,457	- 1,753	- 915	79
旧ユーゴ・マケドニア共和国	960	639	556	392	247	282	- 569	- 392	- 274
ポーランド	8,121	8,186	8,426	26,344	21,297	20,222	- 23,284	- 19,882	
ルーマニア			37,794	25,675	21,526	21,635			4,112
スロバキア共和国	4,493	4,039	4,318	4,100	3,600	572			
スロベニア	5,873	8,003		766			5,107		

出所。国際移民政策推進センターICMPDの年度アンケート調査およびOECDの1997年度および1998年度Sopemi報告書。

(注) 普通、中東欧国には次の3種の滞在許可がある。一時滞在とは1年間を限度として許可する者。長期滞在とは1年をこえて更新されるもの。永久滞在とは大抵の場合、当該地の市民との結婚、当該国出身の民族グループ員の母国帰還乃至は人道的理由により認可されるものをいう。

同数値は同年度に永久滞在許可を認定された乃至は同年度の登録人口中永久滞在中として登録された外国人数である。ただし、ブルガリア、クロアチア、ルーマニア、スロバキア共和国およびスロベニアについては、同年度中に発行された長期および永久滞在認可総数であり、ハンガリーについては、当該年度の長期滞在許可所持者として登録された者の数を示している。

当該年度内に当該国を永久離脱したもとして当該国に登録済みの数値を示す。ただし、ブルガリアおよびルーマニアは長期移民も算入している。普通出国者には出国届が必要であるが、報告義務までではないので同数値はひかえめである。

バルト3国以外の移民動向

同上

同上

中央人口登録届のデータ。普通外人しか記録されないで同データは永久滞在許可数ではない。

チェコ共和国よりの移入民数を除く。

チェコ共和国への移出民数を除く。同共和国への移出民%は1995年度92.7%、1996年度の97.2%  
外国人市民の既に認められている一時的ビザ滞在乃至その者の滞在ビザは1996年度に延長された。

(第2表) 1990 - 1997年度の中東欧国の永久ならびに長期移民動向

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
チェコ共和国		14,096	19,072	12,906	10,207	10,540	10,857	12,880
ハンガリー	37,442	22,978	15,113	16,397	12,752	13,185	12,537	
ポーランド	2,600	5,000	6,512	5,924	6,907	8,121	8,186	
リトワニア	38,600	14,200	6,700	2,900	1,700	2,020	3,025	2,536

出所。ICMPD年度アンケート調査およびOECD Sopemi年次報告書。

(注) 同数値は永久移民数，すなわち同年度の永久滞在許可を認定された乃至は同年度の登録人口中永久滞在者として登録された外国人数である。ただし，ハンガリーについては，当該年度に登録された長期滞在許可所持者数である。

(第3表) 1995 - 1997年度の中東欧の総人口・外国人人口数

	総人口数		総外国人人口数		
	1997		1995	1996	1997
ブルガリア	8,409,000			73,300	
クロアチア	4,493,350		32,300	45,600	38,300
チェコ共和国	10,315,000		158,700	198,600	209,800
エストニア	1,462,130				320,400
ハンガリー	10,264,000		139,900	142,200	143,000
ラトビア	2,458,000		741,200	704,200	686,200
リトワニア	3,704,800				28,000
旧ユーゴ・マケドニア共和国	1,991,400		2,200	1,500	600
ポーランド	38,660,000			38,600	36,300
ルーマニア	22,760,450		56,900	57,300	60,300
スロバキア共和国	5,387,650		23,300	22,300	24,763
スロベニア	1,992,000		48,200	43,100	42,500

出所。ICMPD1997年度アンケート調査。OECD Sopemi年次報告書。

ラトビア年次人口統計年鑑。スロベニア・ヨーロッパ審議会の最近のヨーロッパの人口統計動向調査書。

同数値は1997年末の総人口。ただし，ブルガリアとスロベニアについては1995年度末，エストニアは1996年度末，クロアチアとポーランドは1998年度中期の数値である。

外国人人口数は，長期・永久滞在外国人数，ただし，クロアチア・マケドニアは永久滞在外国人数である。

同数値は，非ラトビア市民数であり，その大多数はロシア人である。

(第4表) 1995 - 1997年度の中東欧国の労働許可証および  
それにもとづいた滞在許可証を所持した移入民数  
(労働許可証所持の移入民数)

	1995	1996	1997
アルバニア		310	
ブルガリア	331	300	779
クロアチア		4,752	5,978
チェコ共和国	52,559	71,046	69,367
ハンガリー	26,085	20,296	20,238
ラトビア	598	855	849
リトワニア	410	535	754
ポーランド	10,500	13,668	
ルーマニア	694	678	1,031
スロバキア共和国	2,686	3,686	6,652
スロベニア	22,642	25,232	26,236

出所。ICMPD年次アンケート調査およびOECD Sopemi年次報告書。

同数値は同年度末の有効な労働許可証所持者総数。永久滞在者は同証書を必要としないし、その他の外国人も自由に就職し、その他資格を必要としないが、同指標は全外国人労働力をすべて考察するものではない。

労働許可証は滞在許可証を伴うものである。同数値は新・延長労働許可証数である。

労働許可は滞在許可とリンクする。1992年10月調印のチェコ共和国とスロバキア共和国の相互市民雇用条約によると、両共和国市民は自由に両共和国の労働市場にアクセスできる。チェコ地方労働局によれば、1995年度は、59,300名、1996年度は72,200名、1997年度は61,004名のスロバキアの労働者が就労した。

労働者の許可する労働許可証（1年以下の短期乃至1年以上の長期の）が外国人に義務付けられる。

一時的滞在許可証は3ヶ月以上の短期労働許可乃至は12ヶ月以上と更新された長期労働許可と結合している。

労働許可は6ヶ月以上で更新される。

労働許可は滞在許可と連結し最長1年間で発行される。

(第5表) 1996—1998<sup>①</sup>年度の主要送出国が西欧諸国で提起した中東欧市民の庇護権申請件数  
(一時的保護有資格者を除く)

	アルバニア		ボスニア・ヘルツェゴビナ		ブルガリア		クロアチア		ユーゴスラビア連邦共和国		ポーランド		ルーマニア						
	1996	1997	1998	1996	1997	1998	1996	1997	1998	1996	1997	1998	1996	1997	1998				
オーストリア	240	34	220	84	26	25	42	4	34	10	16	6	16	50	66	18			
ブルガリア*	402	1,007	832	608										758	637				
デンマーク			311	220					353	408	100	45		31					
フィンランド	0	8	4	17		3	3	6	1	0	184	200		0	11				
フランス												300		4,035					
ドイツ*	1,038	342	1,943	1,668	796	761	113	387	211	18,085	14,789	11,410	151	31	1,476	794	238		
イタリー	8	918	0	4	6	4	6	0	1	15			1	10	26				
ルクセンブルク	0	94	7	12		2	0			76	82		2	7	3				
オランダ			984							797	1,640			130					
ノルウェー			73	90				0	55	76	343	730	290	8					
ポルトガル	0	3	8	0		0	2	18	0	13	13			42	46				
スペイン	3	50	65	52		28		15	1	29	18		3	869	1,515				
スウェーデン			262	742				116		2,115	1,290		73	53					
スイス	315	3,081	1,689	1,269	1,987	1,134	70	81	6,228	6,913	5,600		2	70		70			
連合王国*			245			295	545			2,380			890	445	605				
統計	728	6,439	2,065	5,912	4,872	1,956	187	189	455	308	26,697	25,949	26,391	1,229	913	33	7,984	3,703	326

出所。ICMPDの年次アンケート調査および国連難民高等弁務官事務所UNHCRの1998年度データベース。

\* (注) 扶養家族は算入していない。同データは組織的に収集されていないので、総数を比較できない。

① 1998年度は6月まで算定。

② 2月より6月まで。UNHCR査定。

(第6表) 1995 - 1998年度の中東欧国内の庇護権申請件数

	申請件数				認可件数 1997	却下件数 1997
	1995	1996	1997	31.08.1998		
アルバニア				20,000		
ブルガリア*	451	283	416		154	57
チェコ共和国*	1,406	2,156	2,098	831	96	2,002
エストニア*	0	0	1	24	0	0
ハンガリー*						
ヨーロッパ人の申請者	130	152	177	2,929	27	106
非ヨーロッパ人の申請者	460	515	888	268	132	756
ラトビア*	0	0	0	44	0	
リトワニア*	0	0	242		6	53
ポーランド*	714	3,205	3,531	688	139	588
ルーマニア	634	584	1,424	758	79	214
スロベニア共和国	359	415	645	184	65	84

出所。ICMPD年次アンケート調査，1998年度のアメリカ難民委員会の世界難民調査，国連難民高等弁務官事務所の1997年度難民手続と最近の判例にかんする国別報告書のなかの中欧とバルト3国篇。

\* (注) 1997年度および1998年度に外国人および難民法を改正した国を指す。(第2付録の第2部・第17表参照)

特にことわりなければ，同数値は条約難民数。

ユーゴスラビア連邦共和国市民(その90%はコソボ・アルバニア人)の1998年9月末の申請件数，従来こうした難民に，法的資格が認められなかった。

1998年6月末の数値，9月末ユーゴスラビア連邦共和国の2,000名の難民(そのうちの90%はコソボ・アルバニア人)にはどんな資格も認定されずにいた。

同数値は目下申請中の件数のみを数えた。

同数値のうち328件に難民資格が認定された。9月末ユーゴスラビア連邦共和国の別の11,000名(主にコソボ・アルバニア人)は何の資格もなしにいた。

同数値の78件に難民資格の認定があった。新難民法は地理的条件を撤廃し，国連難民高等弁務官事務局が非ヨーロッパ庇護権申請者の申請に今後タッチしなくなった。1998年2月末には，すでに221件の庇護権申請が処理されていた。しかし，国連難民高等弁務官事務所は，それ以前に既に登録されていた事件を処理していた。

1998年4月末の数値

そのうち56名は条約難民Convention refugee23名は人道上の理由による難民である。

(第7表) 1995 - 1998年度のクロアチア, ユーゴスラビア連邦共和国,

旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国, スロベニアの難民および避難民数

	1995		1996		1997		1998中期
	総数	ボスニア・ヘルツェゴビナ出身	総数	ボスニア・ヘルツェゴビナ出身	総数	ボスニア・ヘルツェゴビナ出身	総数
ク ロ ア チ ア	390,334	190,772	285,383	167,035	149,821	47,000	139,000
ユ ー ゴ ス ラ ビ ア 連 邦 共 和 国			566,275	286,682	548,000		534,000
ユ ー ゴ ス ラ ビ ア・ マ ケ ド ニ ア 共 和 国	5,641	5,392		5,000	3,500	3,500	1,200
ス ロ ベ ニ ア	18,931	18,806	10,425	10,300	5,400	4,506	3,500

出所。国連難民高等弁務官事務所の活動報告書および多くの政府機関資料

(第8表) 1995年度末のボスニア・ヘルツェゴビナからの西欧国難民数と千名単位の住民比

および1997年度末の一時的保護資格者として残留したボスニア・ヘルツェゴビナ難民数

	ボスニア・ ヘルツェゴビナ難民	全人口比%	一時的保護中の ボスニア・ヘルツェゴビナ難民
	1995	1995	1997
オ ー ス ト リ ア	88,600	11.2	8,300
ベ ル ギ ー	6,300	0.6	1,500
デ ン マ ー ク	20,000	3.5	1,400
フ ラ ン ス	15,000	0.3	7,400
ド イ ツ	342,500	4.2	140,000
イ タ リ ア	8,400	0.1	9,300
ルクセンブルク	1,600	3.6	500
オ ラ ン ダ	23,500	1.5	6,200
ノ ル ウ ェ ー	14,000	2.7	
ス ェ ー デ ン	63,000	7.2	70
ス イ ス	27,000	3.6	10,000
連 合 王 国	6,000	0.1	3,000

出所。国連難民高等弁務官事務所および多くの政府機関資料

(第9表) 1996 - 1998年度の西欧・その他の国より

## ボスニア・ヘルツェゴビナへ帰還した避難民・難民数

	帰還難民数	西欧よりの 帰還難民数	西欧以外の国よりの 帰還難民数
1996	160,000	70,000	20,000
1997	60,000	120,000	10,000
1998	10,000	70,000	5,000
<b>総計</b>	<b>230,000</b>	<b>260,000</b>	<b>35,000</b>

出所。国連難民高等弁務官事務所，多くの政府・非政府機関の資料。  
1998年度8月末

(第10表) 1996 - 1998年度のボスニア・ヘルツェゴビナへ帰還した

## 民族別推定難民・避難民総数

## A. 難民

	ボスニア人	クロアチア人	セルビア人	その他	総計
連邦	216,294	48,173	4,450	1,687	<b>270,604</b>
スルブスカ共和国	859	256	18,098	72	<b>19,285</b>
ボスニア・ヘルツェゴビナ	<b>217,153</b>	<b>48,429</b>	<b>22,548</b>	<b>1,759</b>	<b>289,889</b>

## B. 避難民

	ボスニア人	クロアチア人	セルビア人	その他	総計
連邦	145,121	12,871	7,635	526	<b>166,153</b>
スルブスカ共和国	1,587	98	66,528	21	<b>68,234</b>
ボスニア・ヘルツェゴビナ	<b>146,708</b>	<b>12,969</b>	<b>74,163</b>	<b>547</b>	<b>234,387</b>

出所。国連難民高等弁務官事務所活動報告

(注) 同数値は，1996年1月より1998年8月までを示す。

(第11表) 1996 - 1998年度のボスニア・ヘルツェゴビナに帰還した

## 年次別推定難民・避難民総数

	難民			避難民		
	1996	1997	31.08.98	1996	1997	31.08.98
連邦	80,114	111,650	78,840	102,913	53,160	10,080
スルブスカ共和国	7,925	8,700	2,660	61,854	5,200	1,180
ボスニア・ヘルツェゴビナ	<b>88,039</b>	<b>120,350</b>	<b>81,500</b>	<b>164,767</b>	<b>58,360</b>	<b>11,260</b>

出所。国連難民高等弁務官事務所活動報告

(第12表) 1997—1998年度の主要な受入州・自治体の登録済み・推定帰還避難民・難民総数

	難民		1998年度中期		1997年度		1998年度中期	
	登録者数	推定数	登録者数	推定数	登録者数	推定数	登録者数	推定数
Una Sana	13,067	22,900	4,907	10,670	327	350	216	400
Posavina	16,906	16,900			3,496	3,500		
Tuzla-Podrinje	9,507	11,000	5,078	13,850	8,621	13,600	488	790
Sarajevo	14,407	30,500	4,103	15,700	18,614	24,200	1,132	2,600
連邦合計	66,786	111,650	20,092	53,340	37,829	53,160	4,352	8,560
スルプスカ共和国	5,451	8,700	827	1,660	3,294	5,200	517	780
総数	72,237	120,350	20,919	55,000	41,123	58,360	4,869	9,340

出所。国連難民高等弁務官事務所活動報告。

(第13表) 1995 - 1997年度の中東欧国の不法越境者数, および被入国拒否者数

	不法越境者数				被入国拒否者数			
	1995	1996	1997	1998	1995	1996	1997	Mid-1998
ブルガリア	2,412			2,651			22,000	
クロアチア	1,007	1,065	1,073	889	13,065	18,064		
チェコ共和国	19,172	23,705	29,339	37,088	64,868	92,000	98,000	
エストニア	9,209					6,527		
ハンガリー	15,757	13,279	10,832	15,585	28,709	53,000		
ラトビア	7,511	5,555	7,327					
リトワニア	7,289	2,255			16,892			
旧ユーゴ・マケドニア共和国	7,504				14,822		15,257	
ポーランド	16,535	15,535	16,438	11,222		47,672	59,672	28,600
ルーマニア	1,128	966	1,149		7,266	17,806	47,673	
スロバキア共和国	2,786	3,329	2,821	6,978			47,685	
スロベニア			7,093	10,102			41,789	

出所。ICMPD年次アンケート調査, OECD Sopemi年次報告書, La Strada Ceska Republika 1997年発表の「共産主義後の中東欧国の婦女周旋」。1999年度ブタベスト・グループ事務局主催の同年度の2月4 - 5日にウインの東南ヨーロッパ会議でのワーキング・グループの報告書。

1998年12月末の数値,

同年度よりビザコントロールが強化された。1993年よりアジア, アフリカ, 独立国家共同体等79ヶ国市民の入国にももろもろの制限がかせられたが, 1997年10月からは特に独立国家共同体構成国市民の入国について若干制限されるようになった。

1998年度4月からの数値。

1998年度11月末の数値。

同数値の61.6%は1995年度に通過移民として出国しようとして逮捕された者であり, 同様な型の初逮捕者は, 1996年度は64.0%, 1997年は69.7%。

1998年度8月末の数値。

出所はラトビア国境警備局。

出所はVoivod事務局。

同数値の12,217件はポーランド, ドイツ国境での事件で, 総数値の74.3%。

1998年度7月末の数値。

1998年11月末の数値。

1998年11月中旬の数値。

(第14表) 1996 - 1997年度の周旋移民件数

	1996	1997	1998
ブルガリア		5,143	
クロアチア			300
チェコ共和国	4,830	6,627	8,202
ハンガリー	1,418	1,990	3,578
ポーランド		4,241	
ルーマニア		812	298
スロバキア共和国	2,267	2,522	5,056
スロベニア		2,100	3,030

出所。ICMPD年次アンケート調査，OECD1998年度Sopemi報告書

1998年11月末の数値。内務省査定。

1998年11月末の数値。

1998年8月末の数値。

うち3,000名はおもにスリランカ，アフガニスタン，パキスタン，およびバングラデシュ市民からなる215の大グループに，またうち1,120名は10名以下の小グループに組織されていた。

1998年11月末の数値。

1998年11月末の数値。

内務省査定。

(第15表) 1997年度の中東欧国の周旋業者の逮捕・検挙・捜査・有罪判決件数

	国境被逮捕業者数	被検挙業者数	被捜査業者数	有罪判決の出た業者数
ブルガリア	82	46	82	20
クロアチア	52			
チェコ共和国	777	777	777	209
ハンガリー	390	271	216	
リトワニア		45	24	14
旧ユーゴ・マケドニア共和国				123
ポーランド	102	102	102	
スロバキア共和国	392		124	54
スロベニア			163	

出所。ICMPD年次アンケート調査，OECD1998年度Sopemi報告書，1999年度のブタベスト・グループ事務局の前掲報告書。

1997年度中期の数値。

同数値は刑事有罪判決数。

同数値は刑事有罪判決数のみ。

(第16表) 1997年度のチェコ共和国の国籍別被周旋移民数

ユーゴスラビア連邦共和国	965
アフガニスタン	806
イラク	717
ルーマニア	660
旧ユーゴ・マケドニア共和国	363
中 国	327

出所。Z. Danisova (1997年) 前掲書。

(注) 49参照

(第17表) 1997年度のチェコ共和国の国籍別被周旋不法移民比率

中 国	52%
アフガニスタン	49%
イラク	37%
ユーゴスラビア連邦共和国	37%
旧ユーゴ・マケドニア共和国	23%
ルーマニア	21%

出所。Z. Danisova (1997年) 前掲書。

(第18表) 1997年度のチェコ共和国周旋業者の各国境での国籍別被逮捕件数

ブルガリア国境		スロバキア国境		ハンガリー国境		ポーランド国境	
ブルガリア	71	スロバキア共和国	153	ハンガリー	198	ポーランド	95
トルコ	9	チェコ共和国	43	ユーゴスラビア連邦共和国	80		
旧ユーゴ・マケドニア共和国	1	中 国	7	ルーマニア	44		
総 計	82	総 計	221	総 計	390	総 計	102

出所。ICMPD1998年度，年次アンケート調査。

221件数（該当者数は430名）

(第19表) 1995 - 1997年度の中東欧国の不法移民の国外追放・退去処分件数

	1995年度		1996年度		1997年度	
	国外追放・ 退去	うち再入国 協定による もの	国外追放・ 退去	うち再入国 協定による もの	国外追放・ 退去	うち再入国 協定による もの
ブルガリア	596				526	18
クロアチア	357	71	1,170	288	1,906	160
チェコ共和国	910	608	2,836	1,771	1,538	697
ハンガリー	17,568	1,125	14,004			
ラトビア	1,929		1,099		572	
リトワニア				2,500		
旧ユーゴ・マケドニア共和国	1,647				1,598	
ポーランド	3,200		5,087	2,351	5,707	5,166
ルーマニア			1,200		1,416	107
スロバキア共和国			1,278		702	
スロベニア				2,003		3,577

出所。ICMPD年次アンケート調査、およびもろもろの政府資料。

最近の相互再入国協定の概観は、付録2の2の第15および第16表参照。

刑事罰宣告による追放処分のような司法手続きのみによる強制退去事件数。

このうち、297件は、不法滞在にたいする行政手続、613件は司法手続によるもの。

このうち、142件は、不法滞在を理由とする行政手続、464件は司法手続によるもの。

このうち、369件は、不法滞在を理由とする行政手続、696件は司法手続によるもの、1997年度は不法越境を理由として、3,168名の外国人が退去処分をうけた。

このうち、736件は、行政手続、802件は司法手続によるもの。

このうち、223件は、行政手続、474件は司法手続によるもの。

出所は、ラトビア移民警察局。

このうち、1,336件は、行政手続によるもの。

このうち、524件は、行政手続によるもの。

出所は、Voivoids事務局。

391件の行政手続と219件の司法手続による強制退去事件数。

このうち、1,143件は行政手続、125件は司法手続によるもの。

(第20表) 1995 - 1996年度のハンガリーの国籍別外国人の強制追放・退去処分件数

	1995	1996
ルーマニア	10,019	7,858
ユーゴスラビア連邦共和国	2,952	2,319
トルコ	1,104	840
ウクライナ	951	726
旧ユーゴ・マケドニア共和国	217	220
ボスニア・ヘルツェゴビナ	149	
エジプト		266
総数	<b>17,568</b>	<b>14,004</b>

出所。1997年度のOECDのSopemi年次報告書のうちのハンガリー篇より。

(第21表) 1994 - 1996年度のポーランドの国籍別外国人の強制追放・退去処分件数

	1994	1995	1996	1997	総数
ウクライナ	826	815	887	1,082	<b>3,610</b>
アルメニア	149	505	606	703	<b>1,963</b>
ルーマニア	184	397	561	412	<b>1,554</b>
ブルガリア	146	209	432	875	<b>1,662</b>
印度	4	241	327	121	<b>693</b>
バングラデシュ	0	8	280	319	<b>607</b>
パキスタン	2	47	226	117	<b>392</b>
モルドバ	21	211	357	259	<b>848</b>

出所。ICMPDの年次アンケート調査より。

## 付録 2

付録 2 ( 2 の第 1 表 ) 1997 年度 , 中東欧市民の移民先国別永久・長期移民動向

ルーマニア					ポーランド					チェコ共和国											
ド	イ	ツ	5,362	24.8%	ド	イ	ツ	14,202	70.2%	スロバキア共和国	260	32.3%									
ア	メ	リ	2,920	13.5%	ア	メ	リ	2,229	11.0%	ド	イ	ツ	237	29.4%							
カ	ナ	ダ	2,416	11.2%	カ	ナ	ダ	1,336	6.6%	オーストリア	59	7.3%									
イ	タ	リ	1,958	9.1%	オーストリア	631	3.1%	ス	イ	ス	49	6.1%									
総	数		<b>21,635</b>		ス	エ	ー	デン	268	1.3%	ア	メ	リ	カ	40	5.0%					
					総	数		<b>20,222</b>		総	数		<b>805</b>								
ラトビア					リトアニア					エストニア											
ロ	シ	ア	連	邦	5,604	57.9%	ロ	シ	ア	連	邦	1,645	67.0%	ロ	シ	ア	連	邦	2,333	57.2%	
白	ロ	シ	ア		916	9.5%	白	ロ	シ	ア		279	11.4%	フ	ィ	ン	ラ	ン	ド	550	13.5%
ウ	ク	ラ	イ	ナ	876	9.1%	イ	ス	ラ	エ	ル	271	11.0%	ド	イ	ツ		322	7.9%		
ド	イ	ツ		674	7.0%	ウ	ク	ラ	イ	ナ	130	5.3%	ア	メ	リ	カ		262	6.4%		
ア	メ	リ	カ		511	5.3%	ド	イ	ツ		130	5.3%	ウ	ク	ラ	イ	ナ		156	3.8%	
総	数		<b>9,677</b>		総	数		<b>2,457</b>		総	数		<b>4,081</b>								

出所。ICMPDの1997年度の年次アンケート調査。

(注) 同数値は年度各に発行される永久滞在許可件数であるが、ただし、ルーマニアについては、年度各に発行される長期滞在許可件数をもまた含んでいる。長期滞在許可の有効期間は1年で、更新される。永久滞在許可については、移民先の国の市民との結婚、その国出身種族の帰国とか人道的理由があれば大抵の場合もらえる。

付録2（2の第2表）1985年度，1994 - 1997年度のエストニア，リトワニア，ラトビアからの  
永久移住民および独立国家共同体CISの移民動向（カッコ内数値）

	1985	1994	1995	1996	1997
エストニア	24,900(11,700)	9,200(7,600)	9,800(7,800)	7,200(5,500)	4,100(2,700)
ラトビア	42,000(21,800)	21,900(20,100)	13,300(11,600)	10,000(8,000)	9,700(7,500)
リトワニア	41,000(40,000)	4,200(3,400)	3,800(2,900)	3,900(2,900)	2,500(1,600)

出所。OECD，バルト3国のSepemi年次報告書，ラトビア・リトワニア・エストニア統計年鑑。

付録2（2の第3表）1990年 - 1996年度の中東欧国よりドイツへの  
永久および一時的移住民（ドイツ系帰還者を含む）動向

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
ブルガリア	11,193	17,420	31,523	27,350	10,478	8,165	6,300
前チェコ・スロバキア共和国	16,948	24,438	37,295	22,078	18,316	20,285	
ハンガリー	16,708	25,676	28,652	24,853	19,803	18,800	16,600
ポーランド	300,693	145,663	131,709	81,740	88,132	99,706	87,400
ルーマニア	174,388	84,165	121,291	86,559	34,567	27,217	20,100
総数	519,930	297,362	362,470	242,580	171,296	174,860	

出所。ICMPDの年次アンケート調査，OECD Sopemi年次報告書。

（注）本数値には相互労働移民協定による一時的労働移民数を算入していない。

付録2（2の第4表）1990年 - 1996年度の前ユーゴスラビア連邦共和国，  
ボスニア・ヘルツェゴビナおよびクロアチアよりドイツにきた移住民族

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
前ユーゴスラビア連邦共和国	662,691	775,082	915,636	929,647	834,781	797,754	754,311
ボスニア・ヘルツェゴビナ			19,904	139,126	249,383	316,024	340,526
クロアチア			82,516	153,146	176,251	185,122	201,923
総数	662,691	775,082	1,018,056	1,221,919	1,260,415	1,301,900	1,296,760

出所。ハンドブック「数字でみる移民と統合」外国人問題連邦政府委員会報告。ベルリン，1997年刊。

（注）1992年 - 1993年間のユーゴスラビア連邦共和国はセルビア・マケドニア・モンテネグロの3共和国で構成されていた。1993年にマケドニアは独立して，ユーゴスラビア・マケドニア共和国FYROMとなった。

付録2（2の第5表）1987年および1990年 - 1996年間のハンガリーへの  
 国別長期移入民動向

	1987	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
ルーマニア	2,064	29,917	10,940	6,489	6,068	4,272	4,701	3,812
その他の中東欧国	1,794	1,160	490	500	423	499	601	513
総数	3,858	30,777	11,430	6,989	6,491	4,771	5,302	4,325

出所。OECDのSopemi国別報告書・ハンガリー篇。

（注）本数値は1年間の長期滞在許可数で、1年間を限度として更新される。

付録2（2の第6表）1997年度の中東欧国への国別永久移入民動向

スロバキア共和国		クロアチア		ラトビア	
総数	<b>1,645</b>	総数	<b>1,790</b>	総数	<b>2,913</b>
チェコ共和国	498 30.3%	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1,046 58.4%	ロシア連邦	1,909 65.5%
ウクライナ	364 22.1%	ユーゴスラビア連邦	278 15.5%	ウクライナ	235 8.1%
ロシア連邦	114 6.9%	スロベニア	204 11.4%	白ロシア	159 5.5%
ポーランド	97 5.9%	前ユーゴスラブ・マケドニア共和国	198 11.1%	アメリカ	92 3.2%
ハンガリー	80 4.9%	ウクライナ	13 0.1%		
ユーゴスラビア連邦	72 4.4%				
リトワニア		エストニア			
総数	<b>2,040</b>	総数	<b>1,585</b>		
ロシア連邦	835 40.9%	ロシア連邦	839 52.9%		
リトワニア	562 27.5%	エストニア	377 23.8%		
ウクライナ	163 8.0%	ウクライナ	105 6.6%		
白ロシア	140 6.9%	フィンランド	82 5.2%		
ポーランド	97 4.8%				

出所。1997年度ICMPD年次アンケート調査書。1998年度ラトビア、リトワニア、エストニア年鑑

付録2（2の第7表）1996 - 1997年度の中東欧内で労働許可を認定された国別移入民数

1997 チェコ共和国			1996 ポーランド			1997 ラトビア		
ウクライナ	25,166	41.2%	ウクライナ	1,910	14%	ロシア連邦	245	28.9%
ポーランド	13,665	22.4%	ベトナム	1,500	11%	ドイツ	73	8.6%
ブルガリア	3,322	5.4%	ドイツ	820	6%	白ロシア	73	8.6%
白ロシア	2,469	4.0%	イギリス	540	4%	アメリカ	69	8.1%
モルドワ	1,929	3.1%	ロシア連邦	540	4%	イギリス	65	7.7%
ドイツ	1,536	2.5%	総数	13,668		フィンランド	59	6.9%
アメリカ	1,487	2.3%				総数	849	
総数	61,044							

出所。ICMPD年次アンケート調査書。1998年度のOECDの国別Sopemi報告書。ポーランド篇。

（注）同数値は当該年度末の有効な労働許可証所持者総数である。永久滞在者にはそうした許可証を必要とせず、その他ある種の外国人は労働市場に自由にアクセスし、かつまたそれ以外の資格も取得できるのであるから、ここに表示した数値だけで全外国人労働の実態を完璧に概観することにはなっていない。

1997年度中期の数値。

付録2（2の第8表）1993 - 1996年度の相互移民協定により

主要な受入3国内で就労するポーランド移民数

		1993	1994	1995	1996
ドイツ	総計	171,412	138,051	182,817	212,593
	季節就労者(%)	81.6%	90.4%	87.0%	87.2%
フランス	総計	5,013	4,198	3,596	3,401
	季節就労者(%)	99.4%	99.5%	99.3%	98.5%
チェコ共和国	総計	1,568	1,777	2,726	3,004
総数		<b>179,494</b>	<b>144,958</b>	<b>189,933</b>	<b>219,810</b>

出所。1998年度OECDのSopemi報告書付録のポーランド篇。



付録2 (2の第9表) 1996—1998年度の西欧諸国に申し出た中東欧市民の庇護申請件数 (つづき)

	旧ユーゴ・マケドニア共和国		ハンガリー		ラトビア		リトワニア		ポーランド		ルーマニア		スロバキア共和国			
	1996	1997	1998	1996	1997	1998	1996	1997	1998	1996	1997	1998	1996	1997	1998	
オーストリア	2	10	5	8	6	1	2	4		6	16	18	2	3	3	
ベルギー*												758	637			
デンマーク									45			31				
フィンランド	0	11		12	3		10	8				0	11			
フランス												4,035				
ドイツ*	620	230		26	12	34	208	53	151	31	238	1,476	794	319	54	
ギリシヤ																
イタリー									1			10	26			
ルクセンブルク	0	5							2	0		7	3	0	3	
オランダ												130				
ノルウェー									209			8				
ポルトガル	5	0		0	6		0	1				42	46			
スペイン	7	12		0	1		2	2	3	2		869	1,515	0	4	
スウェーデン									73	179		53				
スイス	57	126	64			1	78	181	99	2	70	445	605			
英国*									890	565		7,984	3,703	2	329	
総数	71	784	299	8	39	14	90	402	152	1,229	913	33	7,984	3,703	326	57

出所。ICMPD編集の多種資料。

(注) \* = 扶養家族は算定しない。

\*\* = 同数値は体系的に収集されていないため、総数を比較できない。

付録2（2の第10表）1997 - 1998年度の中東欧中最多難民受入5ヶ国と

その他の国の国別庇護権申請者数

1997 ポーランド

申請者数		認容者数（1951年条約による）		被申請却下者数	
スリランカ	862 24.2%	ソマリア	72 51.8%	バングラデシュ	98 16.7%
アフガニスタン	632 17.9%	イラク	26 18.7%	パキスタン	92 16.4%
アルメニア	464 13.1%	グルジア	5 3.6%	アルメニア	80 13.6%
パキスタン	350 9.9%	ロシア連邦	5 3.6%	印度	60 10.2%
バングラデシュ	229 6.5%	ボスニア・ヘルツェゴビナ	4 2.9%	ロシア連邦	51 8.7%
イラク	198 5.6%	アフガニスタン	3 1.4%	ソマリア	44 7.5%
<b>総数</b>	<b>3,531</b>	<b>総数</b>	<b>139</b>	<b>総数</b>	<b>588</b>

1997 チェコ共和国

申請者数		認容者数（1951年条約による）		被申請却下者数	
ブルガリア	724 34.2%	ボスニア・ヘルツェゴビナ	16 16.7%	ブルガリア	724 36.2%
イラク	281 13.4%	アフガニスタン	14 14.6%	イラク	272 13.6%
アフガニスタン	268 12.8%	ベトナム	13 13.5%	アフガニスタン	254 12.7%
ルーマニア	156 7.4%	イラク	9 9.4%	ルーマニア	156 7.8%
スリランカ	89 4.2%	ナイジェリア	6 6.3%	スリランカ	89 4.4%
<b>総数</b>	<b>2,098</b>	<b>総数</b>	<b>96</b>	<b>総数</b>	<b>2,002</b>

1997 ルーマニア

申請者数		認容者数（1951年条約による）		被申請却下者数	
バングラデシュ	241 16.9%	イラク	26 46.4%	イラク	59 27.6%
コンゴ・ブラザビル	164 11.5%	アフガニスタン	19 33.9%	イラン	36 16.8%
スリランカ	109 7.7%	イラン	5 8.9%	ソマリア	22 10.3%
イラン	92 6.5%	トルコ	5 8.9%	バングラデシュ	16 7.5%
コンゴ・ザイール	76 5.3%	スーダン	1 1.8%	スリランカ	14 6.5%
<b>総数</b>	<b>1,424</b>	<b>総数</b>	<b>56</b>	<b>総数</b>	<b>214</b>

認容者数（人道上その他の理由による）

ソマリア	9 37.5%
イラク	8 33.3%
アルバニア	4 16.7%
シエラ・レオネ	2 8.3%
<b>総数</b>	<b>23</b>

1997 ハンガリー

非欧州登録者数		認容者数（1951年条約による）		被申請却下者数	
アフガニスタン	305 34.3%	アフガニスタン	72 54.5%	アフガニスタン	233 30.8%
イラク	115 13.0%	イラク	32 24.2%	リベリア	108 14.3%
リベリア	111 12.5%	アルジェリア	7 5.3%	イラク	83 11.0%
アルジェリア	89 10.0%	シリア	5 3.8%	アルジェリア	82 10.8%
ナイジェリア	33 3.7%	<b>総数</b>	<b>132</b>	ナイジェリア	31 4.1%
<b>総数</b>	<b>888</b>	<b>総数</b>	<b>756</b>		

## 1997 ハンガリー

欧州登録者数		認容者数（1951年条約による）		被申請却下者数	
トルコ	79 44.6%	ユーゴスラビア共和国	20 74.1%	トルコ	34 32.1%
ユーゴスラビア共和国	40 22.6%	アルメニア	6 22.2%	ボスニア・ヘルツェゴビナ	16 15.1%
ブルガリア	9 5.1%	ウクライナ	1 3.7%	ユーゴスラビア共和国	15 14.2%
アルメニア	8 4.5%	<b>総数</b>	<b>27</b>	ルーマニア	9 8.5%
ロシア連邦	7 4.0%			ロシア連邦	8 7.5%
<b>総数</b>	<b>177</b>			<b>総数</b>	<b>106</b>

## 1998.6.31 ハンガリー

欧州・非欧州登録者数		認容者数（1951年条約による）		被申請却下者数	
アフガニスタン	377 21.3%	アフガニスタン	116 50.4%	アフガニスタン	123 20.1%
ユーゴスラビア共和国	272 15.4%	イラク	38 16.5%	シエラレオーネ	73 11.9%
イラク	179 10.1%	アルジェリア	14 6.1%	ユーゴスラビア共和国	71 11.6%
アルジェリア	166 9.4%	ナイジェリア	9 3.9%	イラク	63 10.3%
シエラレオーネ	136 7.7%	ユーゴスラビア共和国	8 3.5%	バングラデシュ	55 9.0%
<b>総数</b>	<b>1,766</b>	<b>総数</b>	<b>230</b>	<b>総数</b>	<b>611</b>

## 1997 スロバキア共和国

申請者数		認容者数（1951年条約による）		被申請却下者数	
アフガニスタン	313 48.5%	ボスニア・ヘルツェゴビナ	37 56.9%	印度	13 15.5%
イラク	96 14.9%	アフガニスタン	12 26.7%	ブルガリア	12 14.3%
印度	55 8.5%	イラク	8 12.3%	独立国家共同体	11 13.1%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	49 7.6%	リベリア	3 4.6%	アフガニスタン	6 7.1%
スリランカ	31 4.8%	<b>総数</b>	<b>65</b>	イラク	6 7.1%
パキスタン	15 2.3%			アルメニア	5 5.9%
<b>総数</b>	<b>645</b>			<b>総数</b>	<b>84</b>

## 1998.8.31 スロバキア共和国

申請者数		認容者数（1951年条約による）		被申請却下者数	
アフガニスタン	73 39.7%	アフガニスタン	16 76.2%	印度	8 40.0%
印度	47 25.5%	イラク	2 9.5%	アフガニスタン	5 25.0%
ユーゴスラビア共和国	21 11.4%	<b>総数</b>	<b>21</b>	アルジェリア	2 10.0%
イラク	14 7.6%			ユーゴスラビア共和国	2 10.0%
パキスタン	14 7.6%			<b>総数</b>	<b>20</b>
<b>総数</b>	<b>184</b>				

## 1997 リトアニア

申請者数		認容者数（1951年条約による）		被申請却下者数	
アフガニスタン	134 55.4%	イラク	3 50.0%	アフガニスタン	43 81.1%
ソマリア	30 12.4%	グルジア	2 33.3%	イラン	5 9.4%
イラク	26 10.7%	アフガニスタン	1 16.7%	パキスタン	3 5.7%
印度	12 5.0%	<b>総数</b>	<b>6</b>	印度	2 3.8%
パキスタン	11 4.5%			<b>総数</b>	<b>53</b>
スリランカ	11 4.5%				
<b>総数</b>	<b>242</b>				

1997 スロベニア

申請者数		認容者数（1951年条約による）		被申請却下者数	
イ ラ ン	23 31.9%	ボスニア・ヘルツェゴビナ	56 98.2%	イ ラ ン	22 43.1%
リ ベ リ ア	6 8.3%	<b>総 数</b>	<b>57</b>	リ ベ リ ア	6 11.8%
ル ワ ン ダ	5 6.9%			ボスニア・ヘルツェゴビナ	7 13.7%
ア ル バ ニ ア	4 5.6%			ア ル ジ ェ リ ア	3 5.9%
ユーゴスラビア共和国	5 6.9%			ユーゴスラビア共和国	3 5.9%
<b>総 数</b>	<b>72</b>			<b>総 数</b>	<b>51</b>

同数値は1996年申請者数を含む。

1997 ブルガリア

申請者数		認容者数（1951年条約による）		被申請却下者数	
イ ラ ク	93 22.4%	アフガニスタン	39 26.9%	ス ー ダ ン	11 19.3%
アフガニスタン	62 14.9%	エチオピア	20 13.8%	イ ラ ク	9 15.8%
イ ラ ン	33 7.9%	ユーゴスラビア共和国	10 6.9%	リ ベ リ ア	7 12.3%
ト ル コ	31 7.5%	無 国 籍 者	36 24.8%	無 国 籍 者	5 8.8%
コ ン ゴ	21 5.0%	<b>総 数</b>	<b>145</b>	<b>総 数</b>	<b>57</b>
<b>総 数</b>	<b>416</b>				

出所。1997年度ICMPDの年次アンケート調査書。1998年度OECD Sopemi年次報告書。

移民政策グループ（MPG）の1998年度月刊移民ニュース。

付録2（2の第11表）1995年 - 1997年度バルト3国の庇護権申請者・難民数

	1995	1996	1997	1998中期
エ ス ト ニ ア	90	46	1	151
ラ ト ビ ア		16		
リ ト ワ ニ ア			206	21

出所。国連難民高等弁務官事務所の1997年度の国別難民申請手続および最近の実務報告。

中欧・バルト3国篇。

エストニアは1997年7月、ラトビアは同年6月、リトワニアは同年7月に難民法規を施行するまでは、これらの国には難民手続規定がなかったので、庇護権申請者は不法移民と取扱われ、収容センターに拘留されていた。

伝えられるところによると、1996年度は821名が不法移民として拘留されていたが、同年末には同数は16名となった。

1996年度の不法移民数は1,520名といわれている。

庇護権申請者は難民資格を認定された。

付録2（2の第12表）1995年 - 1997年度の庇護権申請手続により中東欧の母国を  
失踪乃至は退去した事件数（絶対数とその全庇護権申請件数中の％）

	1995		1996		1997	
ブルガリア			122	40%	87	21%
チェコ共和国	517	37%	678	31%	839	40%
ポーランド	407	57%	1,454	45%	3,148	89%
ルーマニア	155	22%	93	16%	75	5%
スロバキア共和国					539	84%

付録2（2の第13表）1997年度の国別中東欧の不法越境者数

1997 チェコ共和国			1997 スロバキア共和国			1997 ハンガリー		
ルーマニア	3,843	13.1%	ルーマニア	683	24.2%	ルーマニア	6,832	45.3%
ユーゴスラビア連邦	3,169	10.8%	ユーゴスラビア連邦	572	20.3%	ユーゴスラビア連邦	3,468	23.0%
イラク	2,347	8.0%	アフガニスタン	356	12.6%	中東諸国	1,102	7.3%
アフガニスタン	2,054	7.0%	イラク	193	6.8%	アジア諸国	903	6.0%
ブルガリア	2,052	7.0%	中 国	90	3.2%	トルコ	582	3.9%
旧ユーゴ・マケドニア	1,907	6.5%	<b>総 数</b>	<b>2,821</b>		アフリカ諸国	511	3.4%
<b>総 数</b>	<b>29,339</b>					<b>総 数</b>	<b>15,095</b>	

出所。ICMPDの年次アンケート調査書。La Strada Ceska Republika（1997年）。

中東欧のポスト共産主義国の婦女売買。

1997年10月末。

付録 2 ( 2 の第14表 ) 1996年 - 1997年度に追放・退去処分を受けた

中東欧の国別不法移民数

1996 ハンガリー

追放・退去処分件数

ルーマニア	7,858	56.1%
ユーゴスラビア連邦	2,319	16.6%
トルコ	840	6.0%
ウクライナ	726	5.2%
エジプト	266	1.9%
<b>総 数</b>	<b>14,004</b>	

1996 ポーランド

追放・退去処分件数

ウクライナ	1,082	19.0%
ブルガリア	875	15.3%
ルーマニア	867	15.2%
アルメニア	703	12.3%
バングラデシュ	319	5.6%
<b>総 数</b>	<b>5,707</b>	

再入国協定による追放・退去処分件数

ルーマニア	1,049	20.3%
ウクライナ	844	16.3%
ブルガリア	473	9.2%
チェコ共和国	338	6.5%
スリランカ	286	5.5%
<b>総 数</b>	<b>5,166</b>	

1997 クロアチア

追放・退去処分件数

ルーマニア	680	35.7%
トルコ	438	23.0%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	278	14.6%
ウクライナ	62	3.3%
ユーゴスラビア連邦	54	2.8%
<b>総 数</b>	<b>1,906</b>	

再入国協定による追放・退去処分件数

スロベニア	73	45.6%
旧ユーゴ・マケドニア	42	26.2%
ルーマニア	15	9.3%
トルコ	10	6.5%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	6	3.8%
<b>総 数</b>	<b>160</b>	

1997 旧ユーゴ・マケドニア共和国

追放・退去処分件数

アルバニア	660	41.3%
ルーマニア	556	34.8%
ブルガリア	200	12.5%
ユーゴスラビア連邦	47	2.9%
<b>総 数</b>	<b>1,598</b>	

1996 スロベニア

追放・退去処分件数

ボスニア・ヘルツェゴビナ	345	28.4%
ルーマニア	286	23.6%
ユーゴスラビア連邦	200	16.5%
トルコ	157	12.9%
<b>総 数</b>	<b>1,214</b>	

再入国協定による追放・退去処分件数

ルーマニア	983	27.6%
旧ユーゴ・マケドニア	193	7.5%
トルコ	102	2.9%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	75	2.1%
<b>総 数</b>	<b>3,577</b>	

1997 ルーマニア

追放・退去処分件数

トルコ	601	42.4%
中国	94	6.6%
シリア	74	5.2%
エジプト	65	4.6%
<b>総 数</b>	<b>1,416</b>	

1997 ブルガリア

追放・退去処分件数

ルーマニア	151	28.7%
トルコ	66	12.5%
ウクライナ	39	7.4%
ロシア連邦	25	4.8%
<b>総 数</b>	<b>526</b>	

再入国協定による追放・退去処分件数

ポーランド	16	88.9%
スロバキア共和国	1	0.6%
<b>総 数</b>	<b>18</b>	

1997 ラトビア

追放・退去処分件数

ロシア連邦	141	41.2%
ウクライナ	68	19.9%
白ロシア	24	7.0%
アゼルバイジャン	23	6.7%
<b>総 数</b>	<b>342</b>	

出所。ICMPD年次アンケート調査書。

付録2 (2)の第15表) 西側諸国・中東欧諸国相互間の両入国協定締結状況

	オーストリア	ベルギー	カナダ	デンマーク	フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ	アイスランド	印	度	イタリア	オランダ	ノルウェー	スペイン	スウェーデン	中国	英国
アルバニア										X <sub>NIF</sub>							X <sub>DA</sub>	
ボスニア・ヘルツェゴビナ							X											
ブルガリア		X <sub>CN</sub>		X	X <sub>NIF</sub>		X	X					X <sub>B,CN</sub>		X	X <sub>CN</sub>	X	
クロアチア		X <sub>CN</sub>				X	X <sub>MOA</sub>						X <sub>B,CN</sub>				X <sub>NIF</sub>	
チェコ共和国	X	X <sub>CN</sub>	X <sub>MOA</sub>			X <sub>DA</sub>	X											
エストニア				X	X								X <sub>B,CN</sub>	X		X	X	
マケドニア共和国																		X
ハンガリー	X					X <sub>NIF</sub>	X <sub>NIF</sub>					X <sub>NIF</sub>						X
ラトビア				X	X		X <sub>CN</sub>		X				X <sub>B,CN</sub>	X		X	X	
リトワニア				X	X		X <sub>CN</sub>						X <sub>B,CN</sub>	X		X	X	
ポランド	X <sub>CN</sub>	X <sub>SPA</sub>	X <sub>DA</sub>			X <sub>SPA</sub>	X <sub>SPA</sub>	X				X <sub>SPA</sub>	X <sub>SFA</sub>		X			X
ルーマニア	X	X <sub>B,AH</sub>		X <sub>CN</sub>	X <sub>CN</sub>	X	X	X		X <sub>DA</sub>	X <sub>NIF</sub>	X <sub>NIF</sub>	X <sub>B</sub>		X <sub>CN</sub>	X	X	
スロバキア共和国	X	X <sub>CN</sub>				X							X <sub>B,CN</sub>					
スロベニア	X	X <sub>B</sub>	X <sub>MOA</sub>	X	X	X	X <sub>MOA</sub>				X <sub>NIF</sub>	X <sub>NIF</sub>	X <sub>B</sub>					X
ユーゴスラビア連邦		X	X <sub>DA</sub>	X <sub>CN</sub>			X						X <sub>CN</sub>	X <sub>NIF</sub>		X	X	X <sub>CN</sub>

出所。ヨーロッパ・北米・オーストラリアの庇護権申請者・難民および移民政策に関する政府間協議会 (IGC) の1998年度再入国協定目録より。

(注) NIF=失効中の協定

AH=暫定協定

DA=協定案

CN=目下交渉中

SPA=ポーランド・シエンゲン協定

TBS=1998年度に調印。これら2つの協定とも不法移民に関するもの。

MOA=了解メモ

B=ベネルックス

付録2 (2の第16表) 中東欧諸国相互間および中東欧・独立国家共同体相互間の再入国協定締結状況

再入国協定締結状況	アルバニア	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ブルガリア	クロアチア	チェコ共和国	エストニア	ユーゴ・マケドニア	ハンガリー	ラトビア	リトニア	ポーランド	ルーマニア	スロバキア共和国	スロベニア	ユーゴスラビア連邦	白ロシア	モルドバ	ロシア連邦	ウクライナ
アルバニア				X							X <sub>DA</sub>								
ボスニア・ヘルツェゴビナ							X <sub>NIF</sub>												
ブルガリア								X		X	X		X <sub>NIF</sub>	X					
クロアチア								X			X <sub>NIF</sub>		X	X					
チェコ共和国								X			X	X	X	X <sub>DA</sub>					
エストニア									X	X	X <sub>CN</sub>		X	X					
ユーゴ・マケドニア																			
ハンガリー		X <sub>NIF</sub>		X							X	X	X	X		X <sub>NIF</sub>			X
ラトビア						X				X	X <sub>CN</sub>			X					X
リトニア			X			X			X		X			X		X <sub>TBS</sub>		X <sub>TBS</sub>	X
ポーランド	X <sub>DA</sub>		X	X <sub>NIF</sub>	X	X <sub>CN</sub>		X	X <sub>CN</sub>	X		X	X	X		X <sub>CN</sub>	X	X <sub>CN</sub>	X
ルーマニア			X <sub>CN</sub>		X			X	X <sub>CN</sub>	X <sub>CN</sub>	X		X	X		X <sub>CN</sub>			X <sub>CN</sub>
スロバキア共和国		X <sub>NIF</sub>	X <sub>NIF</sub>	X	X			X			X	X	X	X		X <sub>CN</sub>			X
スロベニア			X	X	X <sub>DA</sub>	X		X	X		X	X	X	X					

出所。前掲1998年度の政府間協議会IGCの再入国協定目録より。

(注) NIF=失効中の協定 SPA=ポーランド・シェンゲン協定

AH=暫定協定 TBS=1998年度に調印。これら2つの協定とも不法移民に関するもの。

DA=協定案 MOA=了解メモ

CN=目下交渉中 B=ベネルックス

付録 2 ( 2 の第17表 ) 1997年度・1998年度の庇護・外国人・周旋問題関連立法および

1951年ジュネーブ条約ならびに1967年の追加議定書批准状況の変化

	庇護・ 難民問題	外国人 問題	周旋・被 移民問題	人権擁護 措置	1951年ジュネーブ 難民条約批准期日	1967年の追加議定書 批准期日
アルバニア				×	1992年8月18日	1992年8月18日
ボスニア・ヘルツェゴビナ					1993年9月1日	1993年9月1日
ブルガリア		×	×		1993年5月12日	1993年5月12日
クロアチア			×	×	1992年10月12日	1992年10月12日
チェコ共和国	×	×			1993年1月1日	1993年1月1日
エストニア	×	×		×	1997年4月10日	1997年4月10日
ユーゴスラビア連邦	×	×			1959年12月15日	1968年7月15日
旧ユーゴ・マケドニア共和国				×	1994年1月18日	1994年4月18日
ハンガリー	×		×		1989年3月14日	1989年3月14日
ラトビア	×	×	×	×	1997年7月31日	1997年7月31日
リトワニア				×	1997年4月8日	1997年4月8日
ポーランド	×	×			1991年9月27日	1991年9月27日
ルーマニア					1991年8月7日	1991年8月7日
スロバキア共和国					1993年2月4日	1993年2月4日
スロベニア	×				1992年7月6日	1992年7月6日

出所。アメリカ難民委員会。1998年度世界難民概論 各国政府資料より。

( アルバニア )

1997年2月に、拷問・非人道的・下劣な処遇・刑罰防止のための欧州条約を実施した。

( ブルガリア )

1998年11月に議会は新外国人法を採択した。

( クロアチア )

1998年1月に、国境での人身売買周旋人には刑事罰をかつとした新刑罰法を実施した。

1997年11月には、議会は、欧州人権条約と地域および少数言語者にかんする欧州憲章を若干の留保付で批准した。1998年2月には、拷問・非人道的・下劣な処遇・刑罰防止のための欧州条約を実施した。

( チェコ共和国 )

1997年3月に、議会は外国人の入国・滞在および庇護権にかんする法原則草案を承認した。

(エストニア)

1997年2月に、議会は、国連の難民条約と同議定書を批准した。1997年3月には同議会は、庇護権にかんする法律を採択、同年7月より実施。

1998年12月には、同議会は無国籍の子弟が帰化しやすくするよう、市民権にかんする法律の修正案を採択した。

(ユーゴスラビア連邦)

1997年1月に、市民権にかんする法律を実施した。

(旧ユーゴ・マケドニア共和国)

1998年3月に、議会は欧州人権条約を批准した。1997年10月には、拷問・非人道的・下劣な処遇・刑罰防止のための欧州条約を実施した。

(ハンガリー)

1997年12月に、議会は新庇護権法を採択、1998年3月に発効した。

1997年同議会は、国境管理にかんする新法を採択した。

(ラトビア)

1997年6月に、議会は国連難民条約ならびに同議定書を批准した。

また同年同月に、同議会は庇護権申請者と難民にかんする新法を採択した。

1998年10月に、ラトビア市民は現行の市民権法の自由化を求めて投票した。

1997年3月に、拷問・非人道的・下劣な処遇・刑罰防止のための欧州条約を実施した。

1997年6月に、欧州人権条約を批准した。

(リトワニア)

1997年1月に、リトワニアは国連難民条約ならびに同議定書を批准。同年7月に難民資格に関する法律が発効。1998年9月には、議会は拷問・非人道的・下劣な処遇・刑罰防止のための欧州条約と同議定書を批准した。

(ポーランド)

1997年6月に、議会は新外国人法を採択し、同年12月より発効した。

1998年9月に、刑法を改正し、国境での人身売買周旋人には刑事罰をかつことにした。

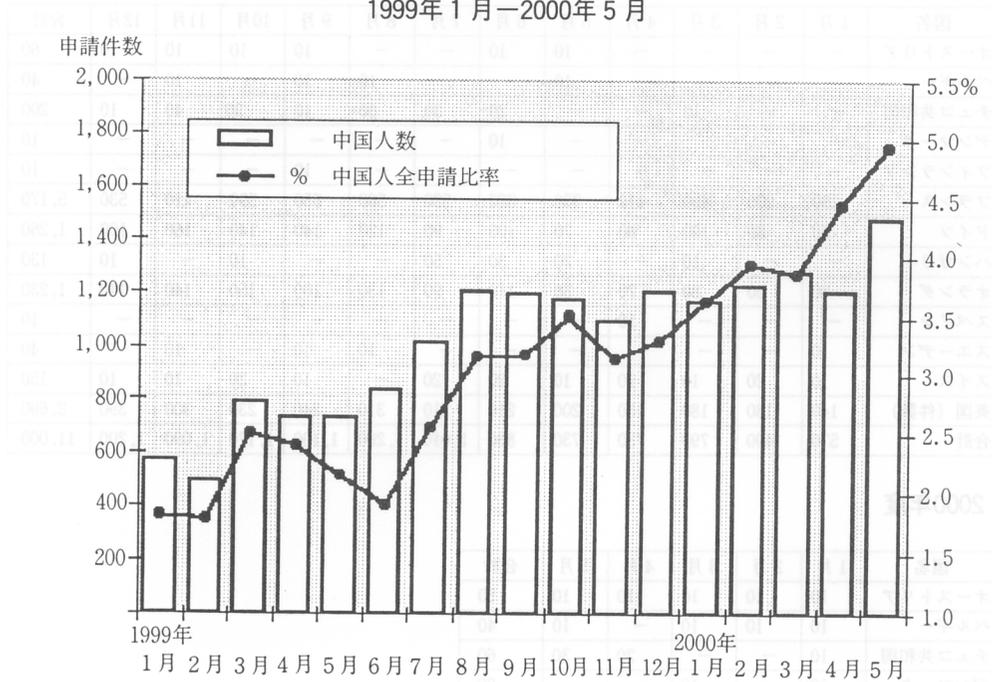
(スロベニア)

1997年4月に、議会はボスニア・ヘルツェゴビナ国民の一時的保護にかんする法律を採択し、一時的保護資格の適格性基準を設けた。

※はしがき付録図表 申請件数の増減と申請者の国籍別構成 (E)

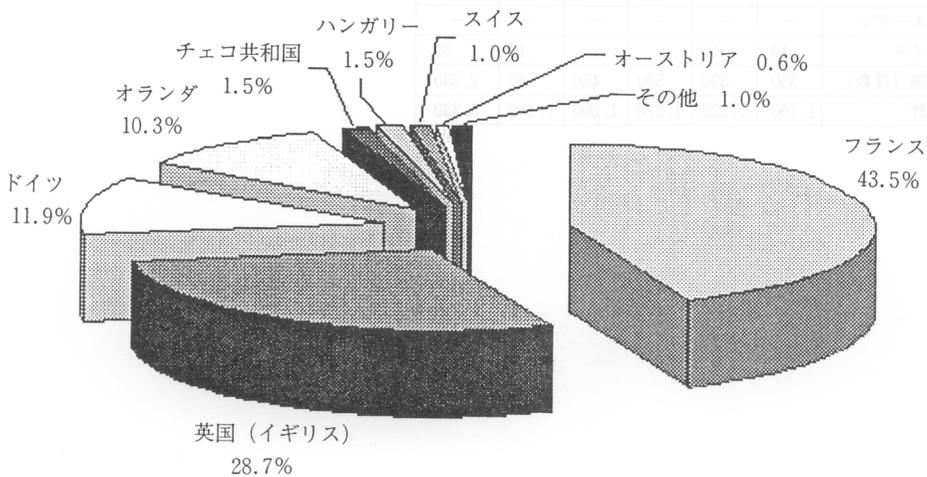
(1) 欧州における中国人難民申請件数

1999年1月—2000年5月



(2) 欧州における中国人難民申請数の分布図

1999年1月—2000年5月まで (総数17,330名)



## (3) 1999・2000年度 欧州への中国人難民の月間申請件数

## 1999年度

国名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
オーストリア	-	-	-	-	10	10	-	-	10	10	10	10	60
ベルギー	-	-	-	-	10	-	-	10	10	-	10	-	40
チェコ共和国	-	-	10	-	-	20	30	60	10	20	40	10	200
デンマーク	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	10
フィンランド	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	10
フランス	250	200	400	410	330	320	520	560	650	590	410	530	5,170
ドイツ	80	80	100	80	70	100	90	120	140	140	160	100	1,260
ハンガリー	-	-	10	-	20	30	50	-	-	10	-	10	130
オランダ	80	60	80	70	80	110	90	130	100	150	140	140	1,230
スペイン	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	10
スウェーデン	10	-	-	-	-	-	-	10	10	-	10	-	40
スイス	10	20	10	10	10	20	20	-	10	20	10	10	150
英国(件数)	140	130	180	150	200	210	210	310	240	230	300	390	2,690
合計	570	490	790	730	730	830	1,010	1,200	1,190	1,170	1,090	1,200	11,000

## 2000年度

国名	1月	2月	3月	4月	5月	合計
オーストリア	10	10	10	10	10	50
ベルギー	10	10	10	-	10	40
チェコ共和国	10	-	-	20	30	60
デンマーク	10	-	10	-	-	20
フィンランド	-	-	-	-	-	-
フランス	480	520	450	460	460	2,370
ドイツ	140	140	170	110	240	800
ハンガリー	30	30	20	30	20	130
オランダ	110	110	100	110	120	550
スペイン	-	-	-	-	-	-
スウェーデン	-	-	-	-	-	-
スイス	10	10	-	-	10	30
英国(件数)	350	390	500	480	580	2,280
合計	1,160	1,220	1,270	1,200	1,480	6,330

## 第2章に関する参考文献

### Budapest Group

- 1996 The Need for Reinforced Cooperation between all European States to Tackle Illegal Migration : An Evaluation of the implementation of recommendation of the 1993 Ministerial Conference and of the role of the Budapest Process. General Report by the Expert Group of the Budapest Group. Ljubljana, 13 and 14 June 1996.

### CDMG

- 1996 Temporary migration for employment and training purposes: Report and Guidelines. Strasbourg

### Cohen, Robin

- 1995 *The Cambridge survey of world migration*. New York : University of Cambridge.

### Council of Europe

- 1998a *The recent emigration of Roma from the Czech and Slovak Republics*, Yaron Matras. Strasbourg : Council of Europe. 17<sup>th</sup> September 1998, MG-S-ROM ( 98) 9 .
- 1998b *Problems Arising in Connection with the International Mobility of the Roma in Europe*, Yaron Matras. Strasbourg : Council of Europe. European Commission on Migration. 20<sup>th</sup> March 1998.

### Danisova, Z.

- 1997 Information about Migration in the Territory of the Czech Republic until October 1997. In *Traffic in Women in Post-communist of Central and Eastern Europe*. La Strada Ceska Republika

### De Witte, E.

- 1998 *Presentation given to INTERPOL*. International Conference on Trafficking in Women. Vienna, 20<sup>th</sup> - 21<sup>th</sup> October 1998.

### Drbohlav, D.

- 1997 *Labour Migration in Central Europe with special respect to Poland, the Czech Republic, Slovakia and Hungary - Contemporary Trends*. Paper presented at European Science Foundation International Seminar " Transnational Processes and Dependencies of Central and Eastern European Societies " , Prague, February 1997.

### European Commission

- 1998a *Feasibility Study for a European Migration Observatory : Final Report*. Brussels : EC.
- 1998b *Regular Report from the Commission on Slovakia's Progress Towards Accession*. Brussels : EC.

### Fassmann, Heinz and Münz, Rainer ( eds. )

- 1994 *European Migration in the Late Twenty Century*. Aldershot : Edward Elgar.

### Fassmann, Heinz and Münz, Rainer

- 1995 European East-West migration : 1945 - 1992. In *The Cambridge survey of world migration*, Cohen, Robin ( ed. ) . New York : University of Cambridge.

### Fischer, Peter

- 1998 Baltic EU Membership and Migration : Too much fear in the West, too high expectations in the East. In *Migration and Refugee Policy on the Eastern Border of the European Union*, Hakola, Kari ( ed. ) . University of Jyväskylä.

Former Yugoslav Republic of Macedonia ( FYROM ) Ministry of Interior

- 1998 *Information on illegal migration at the state border of the Republic of Macedonia.*  
June 1998.

Hoenekopp, Elmar

- 1997 *Labour Migration to Germany from Central and Eastern Europe : Old and New Trends.*  
Labour Market Research Topics. No.23. Institut für Arbeitsmarkt und Berufsforschung.

ICMPD

- 1997 *Migration in Central and Eastern Europe. Compilation of National Reports on Recent Migration Trends in the CEI States.* Vienna : ICMPD.

Inter-Governmental Consultations on Asylum, Refugee and Migration Policies in Europe, North America and Australia ( IGC )

- 1995 *Methods for Estimating Stocks of Illegal Immigrants in European IGC Participating States.*  
Geneva: IGC.

International Labour Organization ( ILO )

- 1996 *Proposals Concerning a Basic Terminological Framework of Use for Policy-Makers.*  
Geneva: ILO.
- 1998 *Focus on Labour Migration in Central and Eastern Europe.* Vol. 1 . No. 1 . April 1998.  
Geneva: ILO.
- 1995 *Migration Processes in Central and Eastern Europe.* Warsaw: ILO/Ministry of Labour and Social Policy of Poland

IOM

- 1994 *Transit Migration in the Czech Republic.* Migration Information Programme ( MIP ) .Budapest : IOM.
- 1997 *Trafficking in Migrants.* March 1997 .
- 1998a *Migration Potential in Central and Eastern Europe.* Vienna : IOM/TCC.
- 1998b *IOM News.* No. 2 .  
*Trafficking in Migrants.* Quarterly Bulletin.

Juhasz, Judith

- 1998 *Addressing the Employment of Migrants in an Irregular Situation : The case of Hungary.*  
Technical Symposium on International Migration and Development. The Hague , 29 June - 3 July 1998.

Korecelli, Piotr

- 1994 *Emigration from Poland after 1945.* In *European Migration in the Late Twenty Century,*  
Fassmann, Heinz and Münz, Rainer ( eds . ) . Aldershot: Edward Elgar .

La Strada Ceska Republika

- 1997 *Traffic in Women in Post-Communist Countries of CEE.*

Lederer, Harald and Alex Nickel

- 1997 *Illegale Arbeitsbeshäftigung in der Bunderrepublik Deutschland.* Forschungsinstitut der Friedrich Ebert Stiftung, Abteilung Arbeits-und Sozialforschung.

Migration Policy Group ( MPG )

- 1998 *Monthly Migration News Sheets.* Bruxelles : MPG.

*Migration und Integration in Zahlen*

- 1997 *Ein Handbuch. Mitteilungen der Beauftragten der Bundesregierung für Ausländerfragen.* Berlin.
- Okolski, Marek
- 1995 *Migration Processes in contemporary Europe.* In *Migration Processes in Central and Eastern Europe*, Warsaw : ILO/Ministry of Labour and Social Policy of Poland.
- 1998 *Regional Dimension of International Migration in Central and Eastern Europe.*  
Paper presented at United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization ( UNESCO ) Conference on Migration in Central and Eastern Europe. Moscow, 6 - 9 September 1998.
- Organization for Economic Co-operation and Development ( OECD )
- 1998 *Trends in International Migration: Sopemi Annual Report.* Paris : OECD.
- 1997
- 1996
- 1995
- Österreichisches Arbeitsmarktservice
- 1997 *Bewilligungspflichtig beschäftigte AusländerInnen.* Vienna.
- 1996
- 1995
- 1994
- 1993
- 1992
- Polish Border Guard Headquarters
- 1998a *State Border Protection. Border Traffic Control : Basic Statistical Data, 1991 - 1997.* Warsaw .
- 1998b *The Border Guard of the Republic of Poland.* Warsaw
- Rosati, Dariusz
- 1998 *Transition Countries in the First Quarter 1998 : Widening Gap between Fast and Slow Reformers.* No.248. June 1998. Vienna : The Vienna Institute for International Economic Studies ( WIIW ) .
- Rudolph, H. and Hillmann, F.
- 1998 *The Invisible Hand Needs Visible Heads : Managers , Experts and Professionals from Western Countries in Poland.* In *The New Migration in Europe : Social Constructions and Social Realities*, Koser, K. and Lutz, H. ( eds. ) . London : Macmillan Press.
- Salt, J. *International Migration in the UNECE Region : Patterns, Trends, Policies.*
- 1998 *Regional Population Meeting.* Budapest, 7 - 9 December 1998.
- Salt, John and Stein, Jeremy
- 1997 *Migration as a Business : The Case of Trafficking.* *International Migration.* Vol.35 ( 4 ) .
- Schatzer, P.
- 1998 *International Migration : Issues and Policies.* Paper presented at the UNECE Regional Population Meeting. Budapest, 7 - 9 December 1998.
- Sipaviciene, Audra
- 1998 *New Routes in Trafficking of Migrants : Case of Lithuania.* Paper presented at the International

Conference “ International Migration : Challenges for European Population ” . Bari, Italy, 25  
- 27 June 1998.

Sipaviciene, Audra and Kanopiene, Vida

1997 *Foreigners in Lithuania: Immigration and Employment*. Draft. Vilnius : ILO/Institute of  
Philosophy and Sociology of Vilnius University.

Stola, Dariusz

1998 Poland as a Migration Middle Zone at the EU Eastern Border. In *Migration and Refugee  
Policy on the Eastern Border of the European Union*, Hakola, Kari (ed. ) . University of  
Jyväskylä.

UN

United Nations European Commission for Europe ( UNECE ) /United Nations Population Fund ( UNFPA )

1996 *International Migration in Central and Eastern Europe and the Commonwealth of Independent  
States*. Geneva : UNECE/UNFPA.

United Nations High Commissioner for Refugees ( UNHCR )

1997 *Country Reports on Asylum Procedures and Current Practices : Central European and Baltic  
States*. Geneva : UNHCR.

UNHCR/Regional Bureau for Europe

1997 3<sup>rd</sup> International Symposium on the Protection of Refugees in Central Europe, Budapest,  
*European Series*. Vol. 3 , No. 2 , December 1997.

Uniting Europe

1998 Bruxelles : Agence Europe S.A.

U.S Committee for Refugees

1998 World Refugee Survey. Washington : U.S. Committee for Refugees.

1997

1996

Wallace, Claire et al.

1997 *Some Characteristics of Labour Migration in the Central European Buffer Zone*.  
*Sociological Studies*. No.25. Vienna: Institut für Höhere Studien ( HIS ) .

Widgren, Jonas

1994 Trends in Current East-West Migration and the Need for New Policies. In *Innovation - The  
European Journal of Social Sciences*. Vol. 7 . No. 2 . pp.111 - 116.

( 2000年7月2日稿了 )

高松大学紀要

第 34 号

平成12年 9月25日 印刷

平成12年 9月29日 発行

編集発行

高 松 大 学  
高 松 短 期 大 学

〒761-0194 高松市春日町960番地

TEL (087) 841 - 3255

FAX (087) 841 - 3064